



米沢市は
「2050 年ゼロカーボン」
を目指しています。

第 3 期米沢市環境基本計画 (中間見直し)

令和 4（2022）年 3 月改定

米沢市

環境保全都市宣言

平成9年3月26日

議 決

わたしたちは、「最上川の源流地」、「上杉の城下町」として豊かな自然や歴史的文化を享受し、健全な生活を営む権利を有するとともに、今ある環境を守り、育て、未来に引き継いでいくという大きな責務を負っています。

わたしたちは、あらゆる活動において環境に配慮しながら、自然に抱かれた快適で美しいまちとして、輝く未来を迎えるため行動することを決意し、ここに米沢市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

ごあいさつ



米沢市長
中 川 勝

本市では、平成28年2月に、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第3期米沢市環境基本計画を策定し、「豊かな自然に抱かれ人と環境にやさしく快適で美しいまち」を望ましい環境像として掲げ、その実現に向けて各施策に取り組んでまいりました。

計画策定から5年が経過し、その間、地球温暖化による気候変動への関心の高まりや地球温暖化対策そのものにとどまらず、廃プラスチックによる海洋汚染やまだ食べることができる食品の大量廃棄が新たな課題として認識されるなど、環境問題を取り巻く社会経済情勢が大きく変化いたしました。

国連では、これらの環境問題の解決を含め、17の持続可能な開発目標（SDGs）を制定し、本市は2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、令和2年10月8日に米沢市ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。

この度は、これらの新たな環境に関する課題、社会経済情勢の変化に対応することができるよう、環境基本計画の中間見直しを行いました。

望ましい環境像を実現していくためには、市民、事業者、行政それぞれの行動が重要であるとともに、地域一丸となって取り組んでいくことが大切であると考えておりますので、より一層、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の見直しに当たり御審議をいただいた米沢市環境審議会の委員各位に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画改定の背景	1
2 中間見直しにあたっての考え方	7
3 対象とする環境の範囲	8
4 計画の位置づけ	8
5 計画期間	9
6 国・県・市の施策	9
7 各主体の取組の検討	11
第2章 米沢市の環境の現状	12
1 市域の概要	12
2 地球環境	19
3 廃棄物	25
4 自然環境	29
5 生活環境	36
6 文化財・景観	49
7 環境教育・活動	54
第3章 第3期米沢市環境基本計画の中間評価・見直し	56
1 望ましい環境像	56
2 基本理念	56
3 環境目標及び基本方針	56
4 基本施策	58
5 施策の体系	59
6 基本施策とSDGsとの関わり	60
7 本計画の目標値の現況	61
8 成果指標と目標値の見直し	65
第4章 重点プロジェクト	66
1 背景	66
2 本市の森林資源利活用推進の取組	67
3 想定される波及効果	67

第5章 施策の内容.....69

基本施策 1－1	再生可能エネルギー導入の推進.....	69
基本施策 1－2	省エネルギーと省資源の推進.....	70
基本施策 1－3	ごみの減量化と再資源化の推進.....	72
基本施策 1－4	気候変動への対応.....	73
基本施策 2－1	自然環境と生物多様性の保全.....	75
基本施策 2－2	生活環境と快適環境の保全.....	77
基本施策 3－1	環境情報の収集と発信の取組.....	82
基本施策 3－2	環境学習と環境教育の取組.....	83

第6章 計画の推進と進行管理.....85

1	推進体制.....	85
2	計画の進行管理.....	85

参考資料

米沢市環境基本条例.....	87
米沢市環境審議会条例.....	89
第3期米沢市環境基本計画の見直し経過.....	91
米沢市環境審議会委員名簿.....	92
用語解説.....	93

第1章 基本的事項

1 計画改定の背景

■社会経済情勢等の変化

市では、平成28年2月に第3期米沢市環境基本計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）を策定し、市民・事業者・行政・民間団体の協力のもと、環境施策に取り組んできました。この間、環境行政をめぐる社会経済情勢は大きく変化しています。主な社会経済情勢等の変化は次のとおりです。

（1）新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症は、世界的な感染拡大を引き起こし、人々の生命や生活を脅かし、社会経済活動を著しく減退させました。一方、感染拡大で人々の活動が制限される中、各企業などにおいては、テレワークやウェブ会議システムなどの利用が急速に拡大し、行動様式の変化が見られます。

環境に関わる変化としては、外出の自粛のため事業活動から排出されるごみの減少が見込まれる一方、宅配やテイクアウトが増加することにより、家庭ごみの増加が懸念されます。

また、事業活動の停滞や外出の減少、各種施設の稼働時間の低下により、自家用車や公共交通機関等の燃料消費量の減少、会社、工場、各施設等のエネルギー使用量の減少が想定され、これに伴う温室効果ガス¹排出量の減少が見込まれる一方、自宅で過ごす時間が増えることにより家庭でのエネルギー使用量が増加し、家庭からの温室効果ガスの排出量が増加することが考えられます。

今後、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や生活様式がどのように変化していくかを注視し、時代に合わせ、環境に対する取組を行う必要があります。

（2）地球温暖化対策の取組

令和2年10月に開会した臨時国会において、菅首相の所信表明演説の中で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル²、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

山形県では、令和2年8月6日に開催された全国知事会「第一回ゼロカーボン社会構築プロジェクトチーム会議」において、吉村知事が令和32（2050）年までに温室効果ガス排出実質ゼロ²を目指す「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、県は令和3年3月に「ゼロカーボンへのチャレンジ」をテーマとした「第4次山形県環境計画」を策定しました。

本市においても令和2年10月8日に令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、「米沢市ゼロカーボンシティ宣言³」を表明しており、将来の世代へ本市の美しい環境をつないでいくため、市民や事業者、行政が協力し、積極的に温暖化対策に取り組むこととしています。

¹ 地球から宇宙への赤外線放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称をいう。

² 二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間に均衡が達成されている状態をいう。

³ 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）を目指し、実現に向けて取り組みを進めることを宣言したもの。

（３）地域循環共生圏の創造

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かし、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsやSociety 5.0の実現にもつながるものです。

「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していきます。

本市は、令和3年4月に「令和3年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体」に採択されています。



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

（４）超スマート社会の実現に向けた取組

インターネットなどの高度な通信技術の普及により、多くのデータが蓄積され、ICT やビッグデータの分析等新しい技術を活用することで社会が大きく変化しています。

国ではこれらの新しい技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、サイバー空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会の実現を目指しています。目指すべき未来社会の姿は、平成 28 年 1 月に内閣府がまとめた「第 5 期科学技術基本計画」において、世界に先駆けて「超スマート社会」を実現することとしており、また、その達成に向けた一連の取組を「Society5.0」とし、さらに深化させつつ強力に推進していくとしています。

環境施策を進めるにあたっては、最新技術を活用することで従来に比べ、正確な調査や新しい手法を導入することができ、これにより様々な社会問題の解決方法の糸口を導きだせると期待されることから、今後も技術の導入について検討していきます。

（５）米沢市まちづくり総合計画後期基本計画の策定

米沢市まちづくり総合計画（平成 28 年度～令和 7 年度）では本市の将来像を「人が輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」とし、基本計画を策定しましたが、計画策定から約 5 年が経過する中で、人口減少や新型コロナウイルスがもたらす危機的状況への対応、持続可能な開発目標（SDGs⁴）への関心の高まり等、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、令和 3 年に同計画を策定しました。

（６）循環型社会⁵の構築

国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を目指し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」（「第四次循環基本計画」）では、「地域循環共生圏」、「SDGs」といった新たな考え方を踏まえ、概ね令和 7 年までに国が講ずべき施策を示しています。

（７）廃プラスチックの削減

化石燃料への依存や海洋プラスチックごみ問題等の幅広い課題に対応するため、「第四次循環基本計画」において、総合的なプラスチック戦略の策定が盛り込まれました。令和元年 5 月に策定された「プラスチック資源循環戦略」では、3R⁶+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とし、使い捨てプラスチック製品の使用削減やリサイクルによる資源有効利用率の最大化、ポイ捨て・不法投棄の撲滅や適正処理による海洋プラスチック対策などが重点戦略として掲げられています。

⁴ 2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っているもの。

⁵ 廃棄物の発生を抑え、使用済製品がリユース、リサイクル、熱回収などにより適正に循環的に利用され、循環的な利用が行われないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑制される、環境への負荷ができる限り少ない社会をいう。

⁶ リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）及びリサイクル（recycle 再利用、再資源化）の頭文字をとった、循環型社会を形成するために重要な取組をいう。

（８）食品ロスの削減

令和元年５月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（「食品ロス削減推進法」）が公布され、令和元年１０月に施行されました。

世界には、栄養不足の状態にある人々が多数存在する一方で、わが国では食料の多くを輸入に依存しながらもまだ食べることができる食品が大量に廃棄されるなどの課題があります。このことから、国民、事業者、行政などが連携し、食品ロスの削減を推進する必要があります。農林水産省の平成３０年度推計値によると日本の食品ロスは年間約６００万ｔとされています。

（９）SDGsについて

2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）を年限とする17の国際目標（SDGs）が制定されました。SDGsには、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など環境分野に関わる目標が多く示されており、国の第五次環境基本計画においても、SDGsを背景に環境・経済・社会の統合的課題解決に向けて取り組むとしており、さらに、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

本計画の上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」では計画を推進することにより、SDGsの達成を目指しており、本計画においても同様に施策の実施を通して関連するSDGsの達成を目指していきます。

なお、本市は、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、令和3年度、「SDGs未来都市」に選定されました。

持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール



出典：国際連合広報センター

SDGs : ゴール（目標）とターゲット（目標達成）の例

SDGs : 17のゴール（目標）		ターゲット（達成目標）の例
	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	・極度の貧困を終わらせる ・貧困状態にある人の割合を半減させる ・貧困層・脆弱層の人々を保護する
	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	・飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする ・栄養不良をなくし、妊婦や高齢者などの栄養ニーズに対処する ・小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる
	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	・妊産婦の死亡率を削減する ・新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する ・重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する
	質の高い教育をみんなに 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	・無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする ・乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする ・高等教育に平等にアクセスできるようにする
	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う	・あらゆる場所における全ての形態の差別をなくす ・あらゆる形態の暴力を排除する ・あらゆる意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加及び平等なリーダーシップの機会を確保する
	安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	・安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する ・下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす ・様々な手段により水質を改善する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	・エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する ・再生可能エネルギーの割合を増やす ・エネルギー効率の改善率を増やす
	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	・一人当たりの経済成長率を持続させる ・高いレベルの経済生産性を達成する ・開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する
	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	・経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する ・雇用とGDPに占める産業セクターの割合を増やす ・小規模製造業などの、金融サービスや市場などへのアクセスを拡大する
	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	・所得の少ない人の所得成長率をあげる ・全ての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する ・機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	・住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する ・交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供 ・参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
	つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	・持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施する ・天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する ・世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす
	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する ・気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む ・気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	・海洋汚染を防止・削減する ・海洋・沿岸の生態系を回復させる ・海洋酸性化の影響を最小限にする

	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	・陸域・内陸淡水生態系及びサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する ・森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす ・砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する
	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	・暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす ・子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす ・司法への平等なアクセスを提供する
	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	・複数の財源から、発展途上国のための追加的資金源を動員する ・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する ・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦力を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

2 中間見直しにあたっての考え方

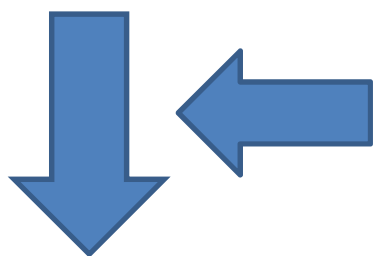
■中間見直しについて

米沢市環境基本計画は、米沢市環境基本条例に基づき環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

本市は、平成 28 年に「豊かな自然に抱かれ 人と環境にやさしく 快適で美しいまち」を将来の望ましい環境像として、第 3 期米沢市環境基本計画（平成 28 年度～令和 7 年度）を策定しました。本計画では計画期間を 10 年間としており、5 年を目途に計画全体の見直しを行うこととしています。また、計画策定時に想定されていなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の変化などが生じた場合は、随時見直しを行うこととしています。

今回の見直しは、計画策定から 5 年が経過したことに加えて、本計画の上位計画である米沢市まちづくり総合計画後期基本計画が策定されたこと、SDGs への関心が高まっていること、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す米沢市ゼロカーボンシティ宣言がなされたことなど、社会経済情勢等の変化を踏まえて行うものとします。

第 3 期米沢市環境基本計画

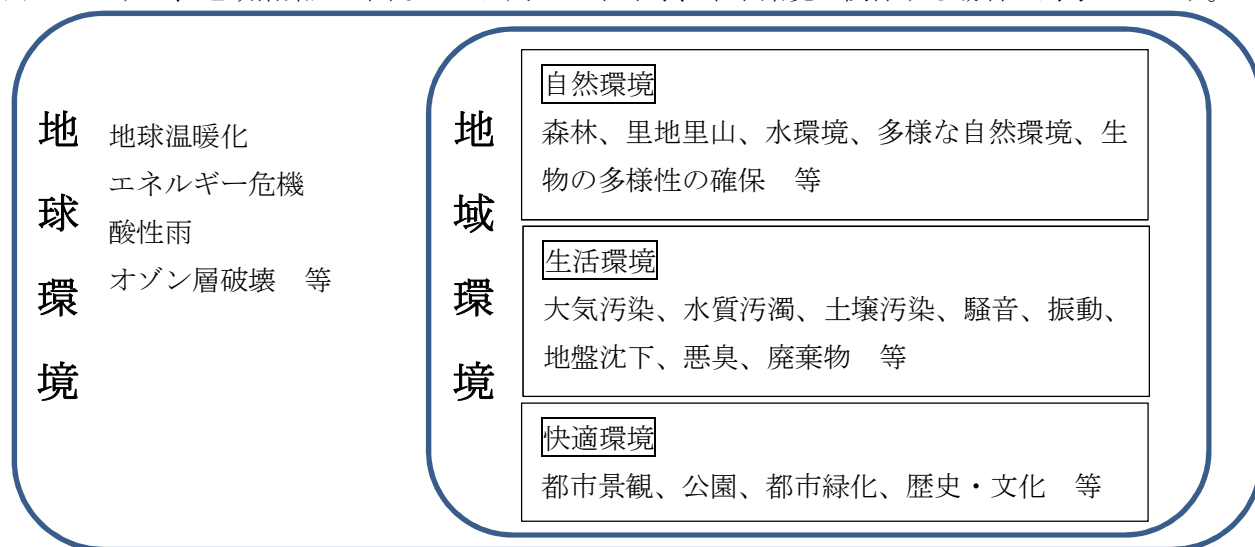


- ・米沢市まちづくり総合計画後期基本計画の策定
- ・SDGs を踏まえた見直し
- ・2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すなど新たな環境への取組

第 3 期米沢市環境基本計画（中間見直し）

3 対象とする環境の範囲

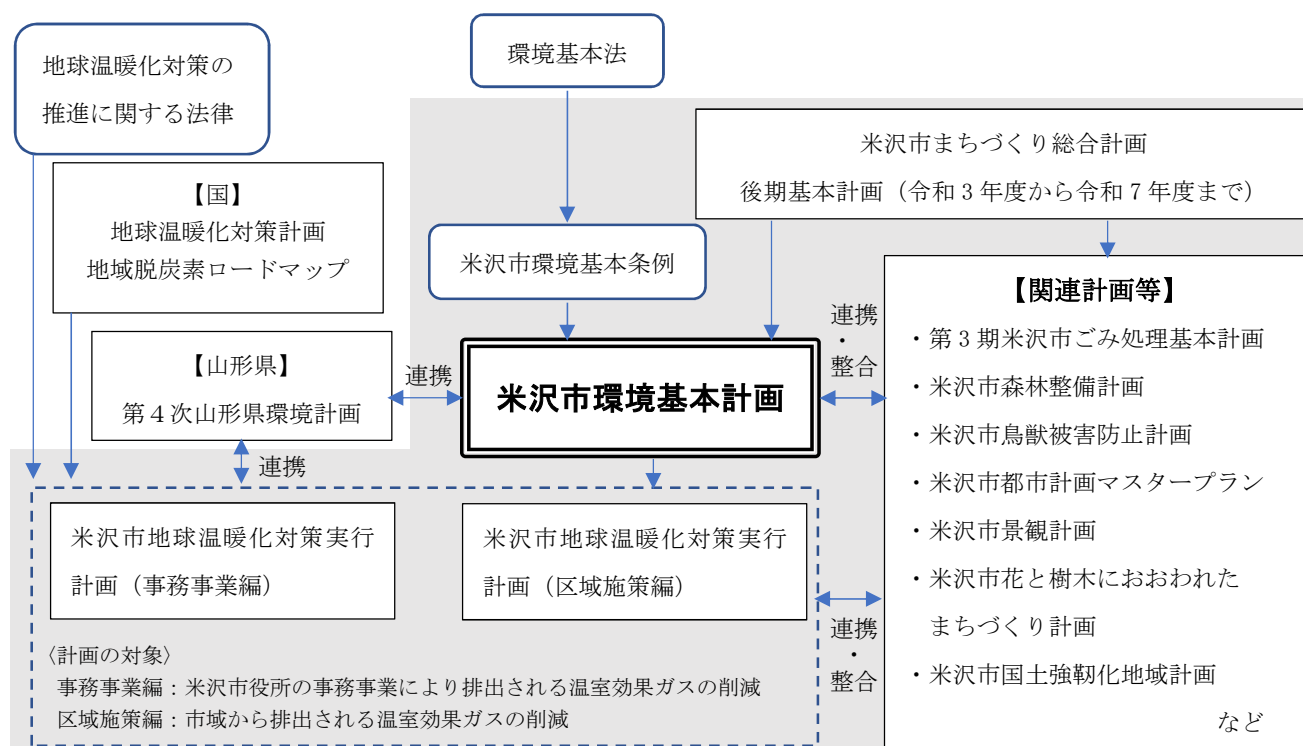
本計画が対象とする環境の範囲は、地球温暖化問題に代表される「地球環境」及び自然環境、生活環境、快適環境で構成される「地域環境」とします。また、本計画が対象とする地域の範囲は、本市の区域内としますが、地域循環共生圏などでは周辺の市町等、本市環境に関係する場合は対象とします。



4 計画の位置づけ

本計画は、「米沢市環境基本条例」第7条に基づき策定（改定）されるものであり、市の最上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」のもとで、環境行政の基本となる計画です。

また、国や県の動向を踏まえるとともに、本計画を具体的に推進する施策と関連するその他の個別計画と整合を図ります。



※網掛け部分が本市条例及び計画を表す

5 計画期間

米沢市環境基本計画の計画期間は平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間であり、見直し後の本計画の計画期間は令和 3（2021）年度から令和 7 年度までの 5 年間です。

平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
見直し前					見直し後				

6 国・県・市の施策

（１）国の施策

＜第五次環境基本計画 平成 30 年度～令和 5 年度＞

国は第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月）において、「目指すべき社会の姿」として

1. 「地域循環共生圏の創造」
2. 「世界の範となる日本」の確立
 - ①公害を克服した歴史
 - ②優れた環境技術
 - ③「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現

を掲げ、次の 3 つの「計画のアプローチ」と、6 つの「重点戦略」を設定しています。

- 1 SDG s の考え方も活用し、環境・経済・社会の総合的向上を具体化
 - 2 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上
 - 3 より幅広い関係者との連携
-
- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
 - ② 国土のストックとしての価値の向上
 - ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
 - ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
 - ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
 - ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

本市は、前述のアプローチや重点戦略を参考とし、今後の環境施策を効果的に推進していく必要があります。

（２）県の施策

＜第４次山形県環境計画^７ 令和３年度～令和１２年度＞

県は第４次山形県環境計画で「持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県を目指して ～みんなで創る グリーンやまがた～」を目指すべき将来像としており、実現のため以下の６つの施策の柱を掲げています。

- 施策の柱１ 持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開
- 施策の柱２ 気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現
- 施策の柱３ 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化
- 施策の柱４ ３Ｒの推進による循環型社会の構築
- 施策の柱５ 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築
- 施策の柱６ 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承

本市は、上記の施策の柱を参考とし、今後の環境施策を効果的に展開していく必要があります。

（３）市の施策

＜米沢市まちづくり総合計画後期基本計画 令和３年度～令和７年度＞

米沢市まちづくり総合計画は、行政運営の最上位に位置する計画で、本市全ての計画の基本となる計画です。環境基本計画も、その指針に沿った計画としています。

米沢市まちづくり総合計画後期基本計画に掲げられた環境施策

施策１-３ 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興

- ・森林資源の利用・保全
- ・鳥獣害対策の推進

施策４-２ 秩序ある土地利用と景観形成の推進

- ・魅力ある景観形成の推進

施策４-４ 安全な水の供給と水環境の保全の推進

- ・生活排水対策の充実、河川の水質保全、地下水の保全

施策４-５ 環境にやさしいまちづくりの推進

- ・環境保全意識の高揚
- ・脱炭素社会の推進
- ・公害の防止
- ・省資源・循環型社会の構築、ごみの適正収集運搬・不法投棄防止

^７ 山形県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。同条例に掲げる「持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県」を実現していくため、今後の環境政策の目指すべき方向と施策の展開方向が示されているもの。

7 各主体の取組の検討

本計画の取組にあたっては、市民、事業者、市、さらには民間団体について、それぞれの役割に応じた行動が必要です。主体ごとに、以下のような役割を果たすことが望まれます。

（１）市民の役割

市民は、環境に関する事柄について関心を持ち、自主的な情報収集や学習を行い、自分たちを取り巻く自然環境や住環境などを保全するための行動を実践することが求められています。日常生活や活動の中に脱炭素やSDGs、省資源及び資源循環などといった環境に関する取組を取り入れるとともに、市が実施する施策へ積極的に参加し、協力することが望まれます。

（２）事業者の役割

事業者は、事業活動を行う際には法令に基づく規制基準等の遵守に加えて、再生可能エネルギーの導入や省エネなど脱炭素に関する取組や省資源や資源循環など環境負荷の軽減といった環境への配慮が求められています。また、地域環境の保全や近隣住民への配慮した事業活動を行うとともに、市が実施する施策に協力することが望まれます。

（３）市の役割

市は、市民や事業者、民間団体の意見を聞きながら、国、県の動向や社会経済情勢の変化を踏まえて環境保全等に関する施策を策定し、推進していくことが求められています。また、積極的な情報収集と発信を行い市民や事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、他の模範となるよう脱炭素や資源循環、公害の防止及び生物多様性の推進等を図ります。

（４）民間団体の役割

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全等に関する活動を積極的に実践することが求められます。他の団体や市民、事業者との連携に努めるとともに、市との連携を図り、公益的な活動を展開することが望まれます。

第2章 米沢市の環境の現状

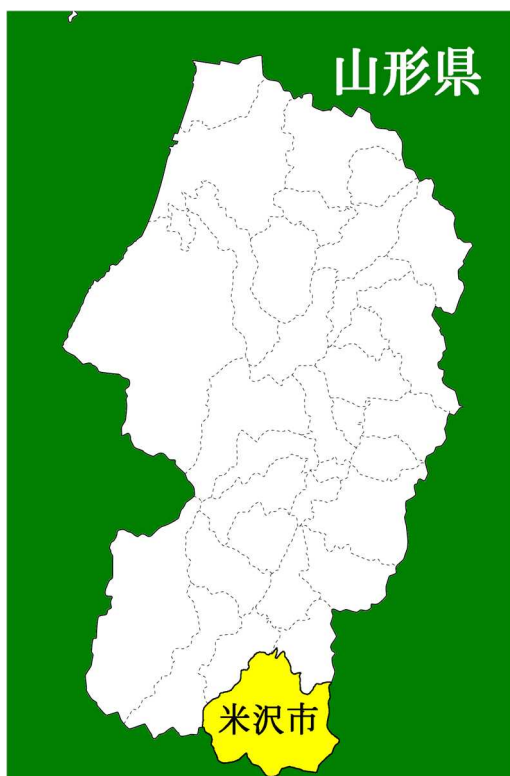
1 市域の概要

(1) 位置

本市は山形県の最南端、山形県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地に位置し、福島県と県境を接しています。

市域は東西 32.1 km、南北 28.2 km、周長 124.5 km で横長の楕円形に近い形をしており、面積は 548.51 平方キロメートルです。

市域の最高地点は、西吾妻山の標高 2,035 m で、市街地が概ね標高 260m から 240mに位置しており、南から北に向けて低くなっています。



【米沢市の位置】

(2) 交通

本市は、山形県内を南北に縦断する国道 13 号と福島県会津地方を縦貫し米沢市と栃木県益子町を結ぶ国道 121 号の結節点に当たります。このほか、西置賜地方を通り米沢市と村山地方を結ぶ幹線道路である国道 287 号の起点です。

高速道路については、東北中央自動車道の米沢北 IC から福島大笹生 IC までが平成 29 年に開通し、広域的な観光や物流の効率化によるさらなる活性化が期待されます。

鉄道では、本市は福島～秋田間を結ぶ JR 奥羽本線と、米沢から羽越本線坂町間を結ぶ JR 米坂線の結節点に当たります。

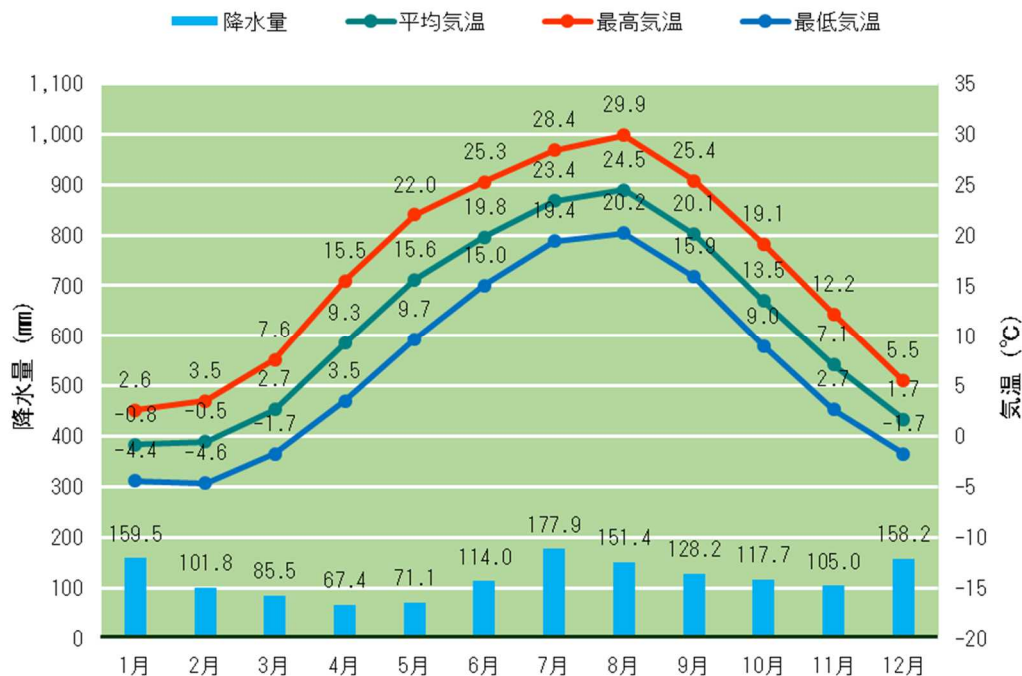
「山形新幹線」が約 1 時間に 1 本運行されているほか、東京駅から米沢駅間の所要時間は乗り換えなしで約 2 時間と大変便利であり、ビジネスや観光などの利用者が増加しています。

また、米坂線は置賜地域の東西を結ぶ路線として、地域住民の生活に欠かせないものであり、東日本大震災の際には日本海側を経由して首都圏を結ぶ代替ルートとして活用されるなど、貴重な路線です。なお、平成 28 年度には全線開通 80 周年を迎えました。

(3) 気候

本市は、冬の降水量が多い日本海側気候に属しているとされており、夏は高温多湿で冬は寒さが厳しく、特別豪雪地帯¹に指定されています。年間累積降雪量は 10m に達することがあるほか、市街地でも平年の最大積雪深が約 100cm に達するほどの降雪量があります。

年平均気温は 11.4℃、年間降水量は 1,444.6mm です。



【平年値（年・月ごとの値）（米沢地域気象観測所：1991 年～2020 年）】

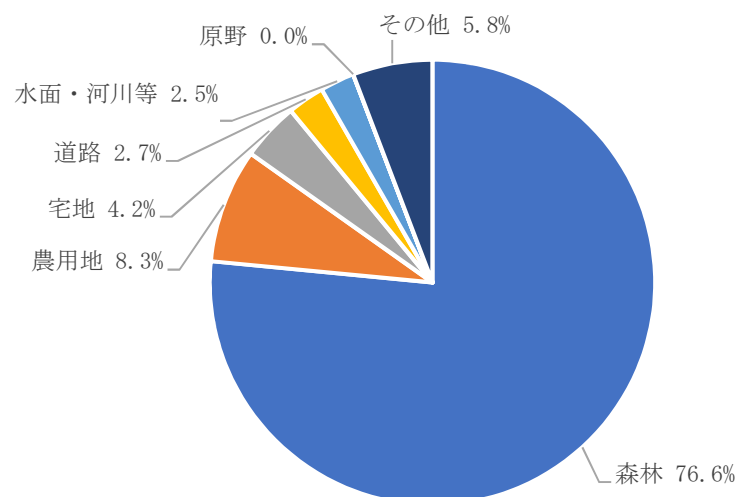
出典：気象庁電子閲覧室（web サイト）

¹ 豪雪地帯対策特別措置法に定められた豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域をいう。

(4) 土地利用

1) 土地利用の状況

本市の土地利用面積の状況は、森林が 76.6%と最も多くを占めており、次いで農用地が 8.3%、宅地が 4.2%と続いています。



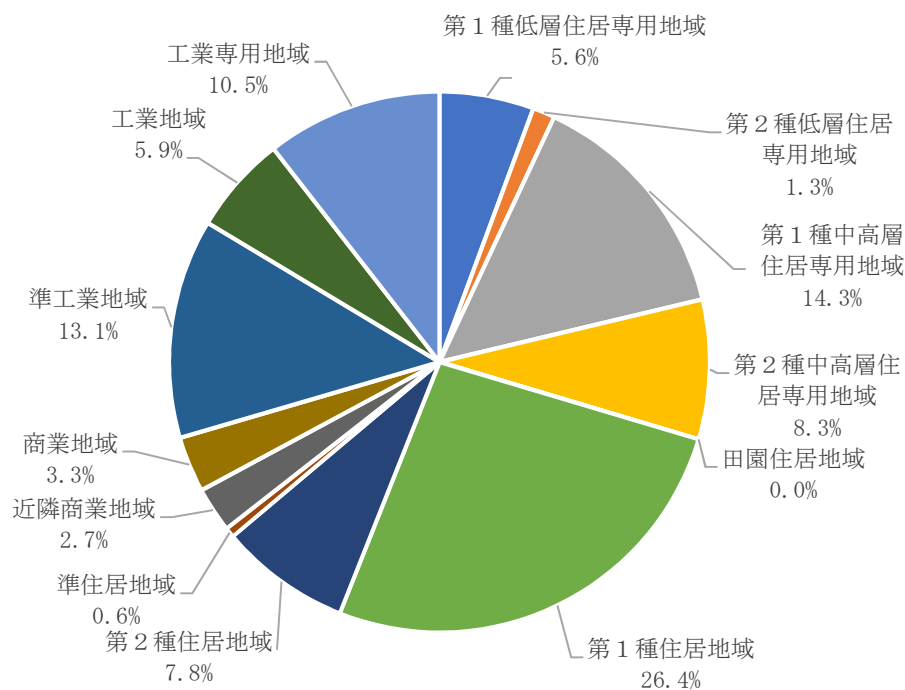
【土地利用の状況】

出典：「山形県統計年鑑（令和元年）」

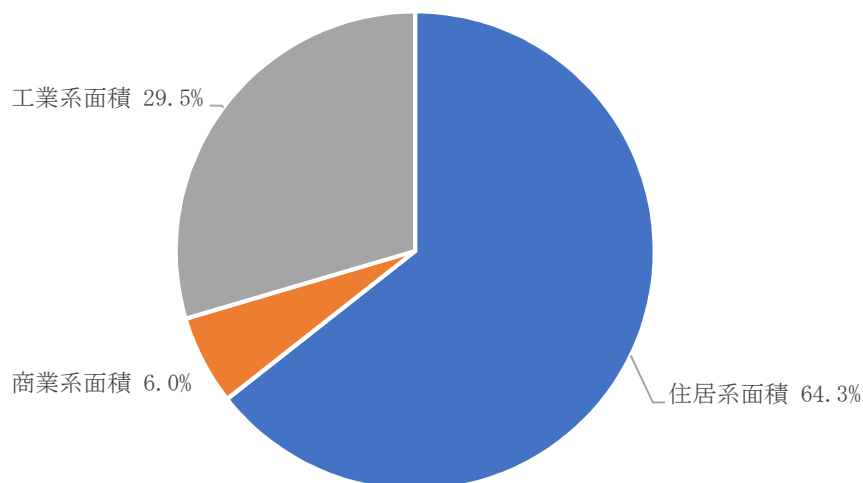
注1）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が 100 %とはならない場合があります。

2) 都市計画区域

本市の都市計画区域のうち用途地域²についてその内訳をみると、住居系面積が 64.3%、工業系面積が 29.5%、商業系面積が 6.0%と住居系に次いで工業系の土地利用が多くなっています。



【用途地域指定状況】



【住居・商業・工業別面積割合】

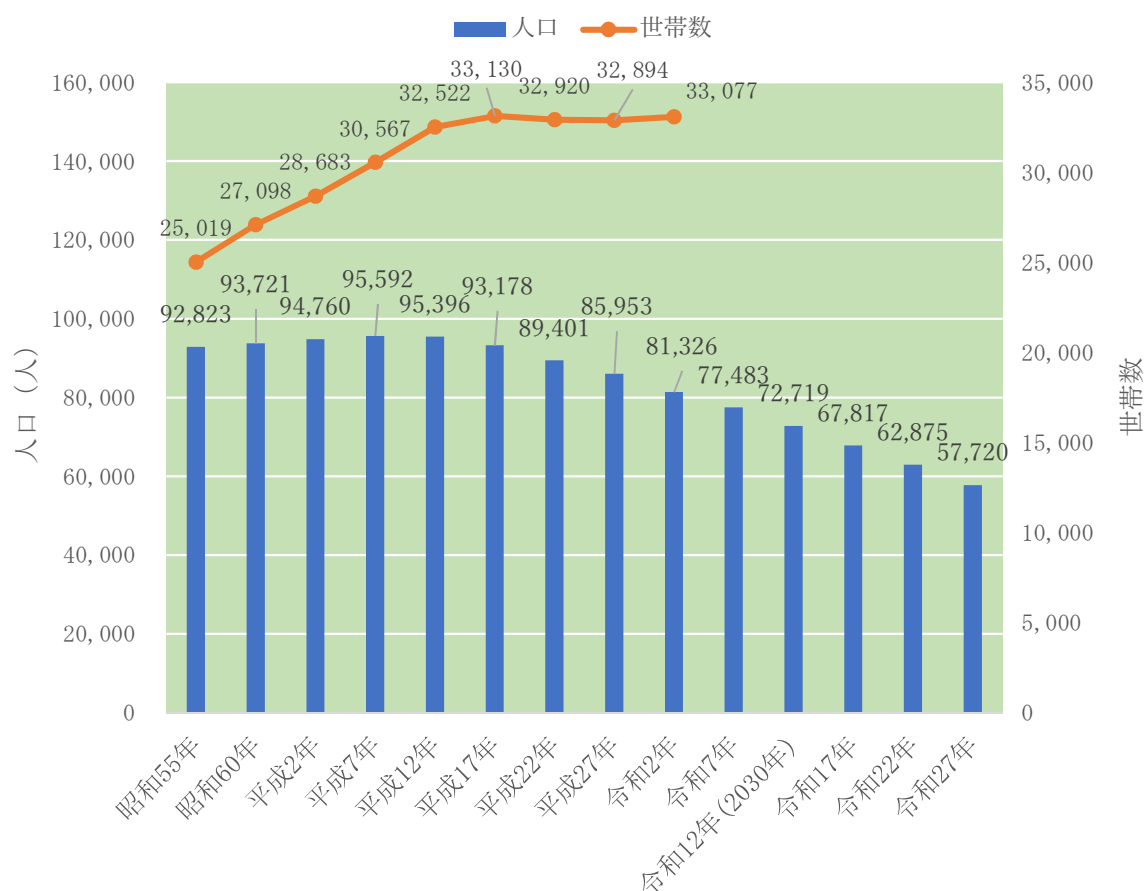
出典：「山形県統計年鑑（令和元年）」

注1）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が 100 %とはならない場合があります。

² 計画的な市街地を形成するために、用途に応じて 13 地域に分けられたエリアをいう。

（５）人口・世帯数

本市の人口は令和２年１０月１日現在、８１,３２６人（令和２年国勢調査人口速報集計山形県結果）であり、平成７年からは減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所では、令和１２年の本市の人口を７２,７１９人と予測しており、人口減少は今後更に進んでいくものと推定されます。一方、世帯数は平成２年から平成１７年までは増加傾向でしたが、その後は横ばいの状態です。



【人口及び世帯数の推移】

出典：「国勢調査結果報告書」

「令和２年国勢調査人口速報集計 山形県結果」

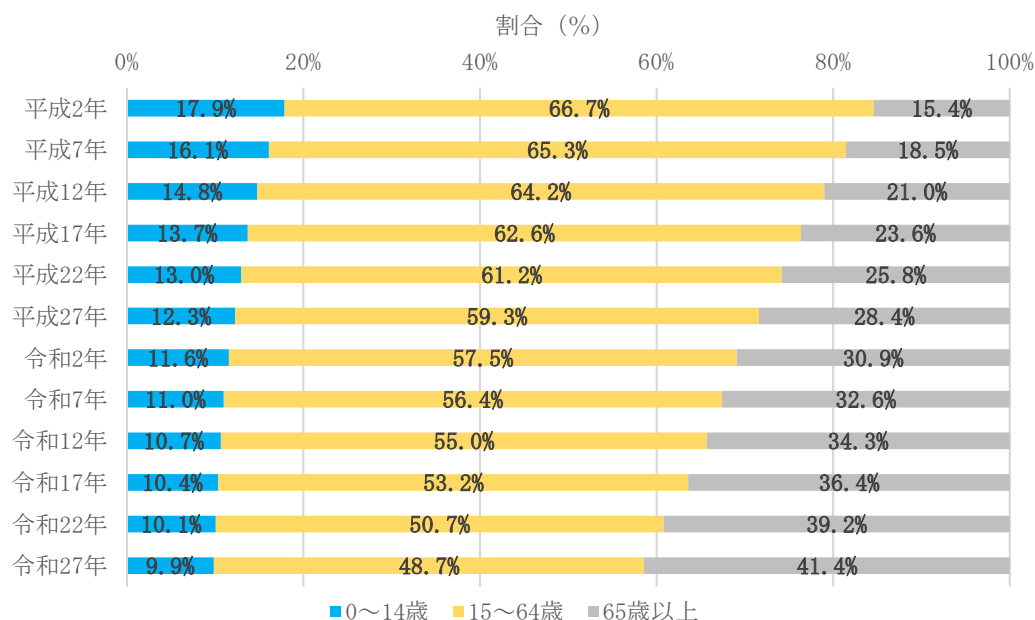
「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口」

注１）各年１０月１日現在の人口及び世帯数を示します。

注２）令和２年の値は速報値です。

注３）令和７年以降の値は推計の人口です（平成３０年３月推計）。

本市の年齢別人口割合の推移は、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は平成2年以降、減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口割合は増加傾向にあり、令和2年は30.9%と、老年人口が市民の4人に1人以上の割合を占めるなど、少子高齢化の傾向が伺えます。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12年の本市の老年人口割合は34.3%であり、少子高齢化は更に進んでいくものと推定されます。



【年齢別人口の割合】

出典：「国勢調査結果報告書」

「令和2年国勢調査人口速報集計 山形県結果」

「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口」

資料：米沢市政策企画課統計調査担当

注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

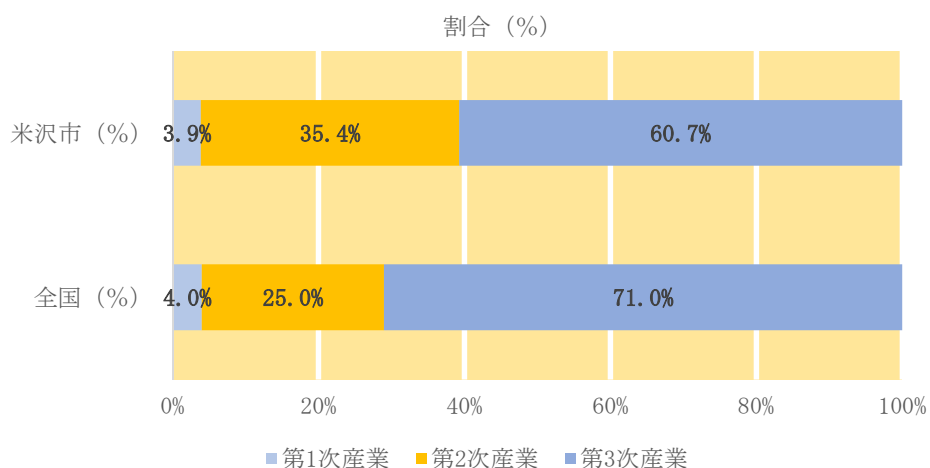
注2) 各年10月1日現在の人口比率を示します。

注3) 令和7年以降の値は推計の人口比率です（平成30年3月推計）。

（６）産業構造

平成 27 年の本市の就業者数は 41,423 人で、産業別就業人口比率は第 1 次産業が 3.9%、第 2 次産業が 35.4%、第 3 次産業が 60.7%です。

本市は、我が国初の中核工業団地である米沢八幡原中核工業団地が位置していることから、第 2 次産業の占める割合が全国の 25.0%と比較して高くなっています。また、「2020 年工業統計調査(2019 年実績)」（令和 3 年 8 月経済産業省）によると、令和元年の本市製造品出荷額等（従業者 4 人以上の事業所）は 5,865 億円であり、東北地方で第 6 位となるなど、東北地方有数の工業のまちです。



【産業別就業人口比率（平成 27 年 米沢市、全国）】

出典：「国勢調査結果報告書」

注 1）平成 27 年 10 月 1 日現在の人口比率を示します。

注 2）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が 100%とはならない場合があります。

注 3）各産業の細目は以下に示すとおりです。

「第 1 次産業」…「農業、林業」及び「漁業」

「第 2 次産業」…「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」及び「製造業」

「第 3 次産業」…「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」及び「公務（他に分類されるものを除く）」

なお、「分類不能の産業」はどの産業にも分類されないため、割合の算出において、分母から「分類不能の産業」を除いています。

2 地球環境

(1) 地球温暖化

1) 米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

本市では、市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減を図ることを目的として平成 18 年に米沢市地球温暖化対策実行計画を策定しました。更なる温室効果ガスの排出量削減に向け、平成 24 年 10 月に「第二期米沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後平成 28 年 2 月には同計画を改訂し、基準年度を平成 26 年度として令和 2 年度までに 4.9%削減することを目標としていました。その後、第二期計画の目標が確実に達成できる見込みであること、国と市との目標等で差異が生じているため、第二期計画の内容の見直しを行い、国の削減目標等に遜色のない削減目標や削減方策を定めた計画である「米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を令和元年 7 月に策定しました。

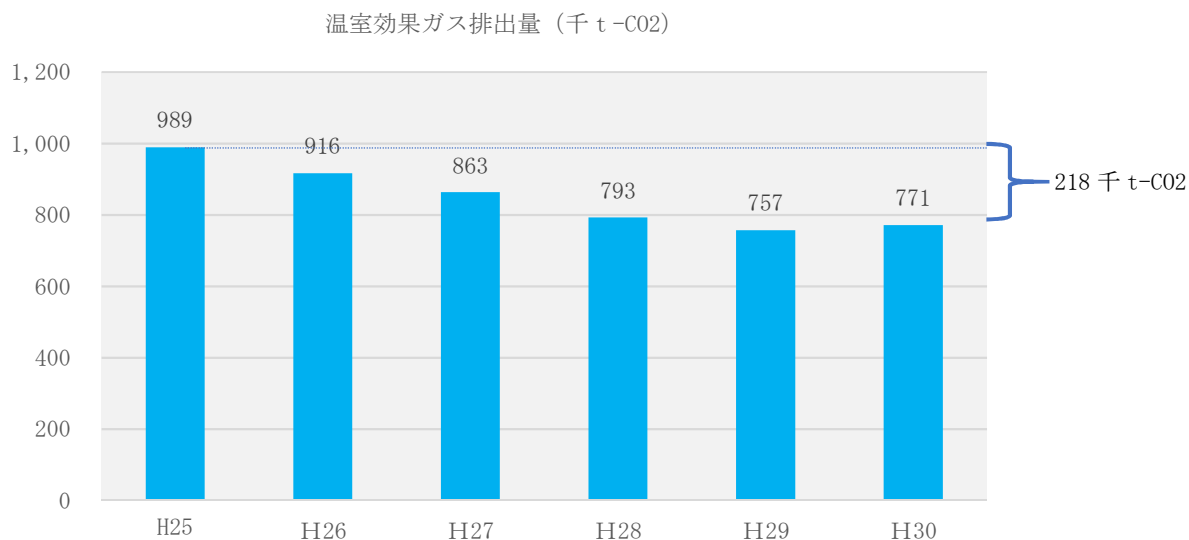
【事務事業に伴う温室効果ガスの削減目標】

項 目	基準年度実績値 (平成 25 年度) (2013 年)	目標値 (令和 12 年度) (2030 年)	基準年度比 削減率 (%)
温室効果ガスの総 排出量 (t-CO ₂)	18,710.8	11,341.2	39.4

資料：米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

2) 米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

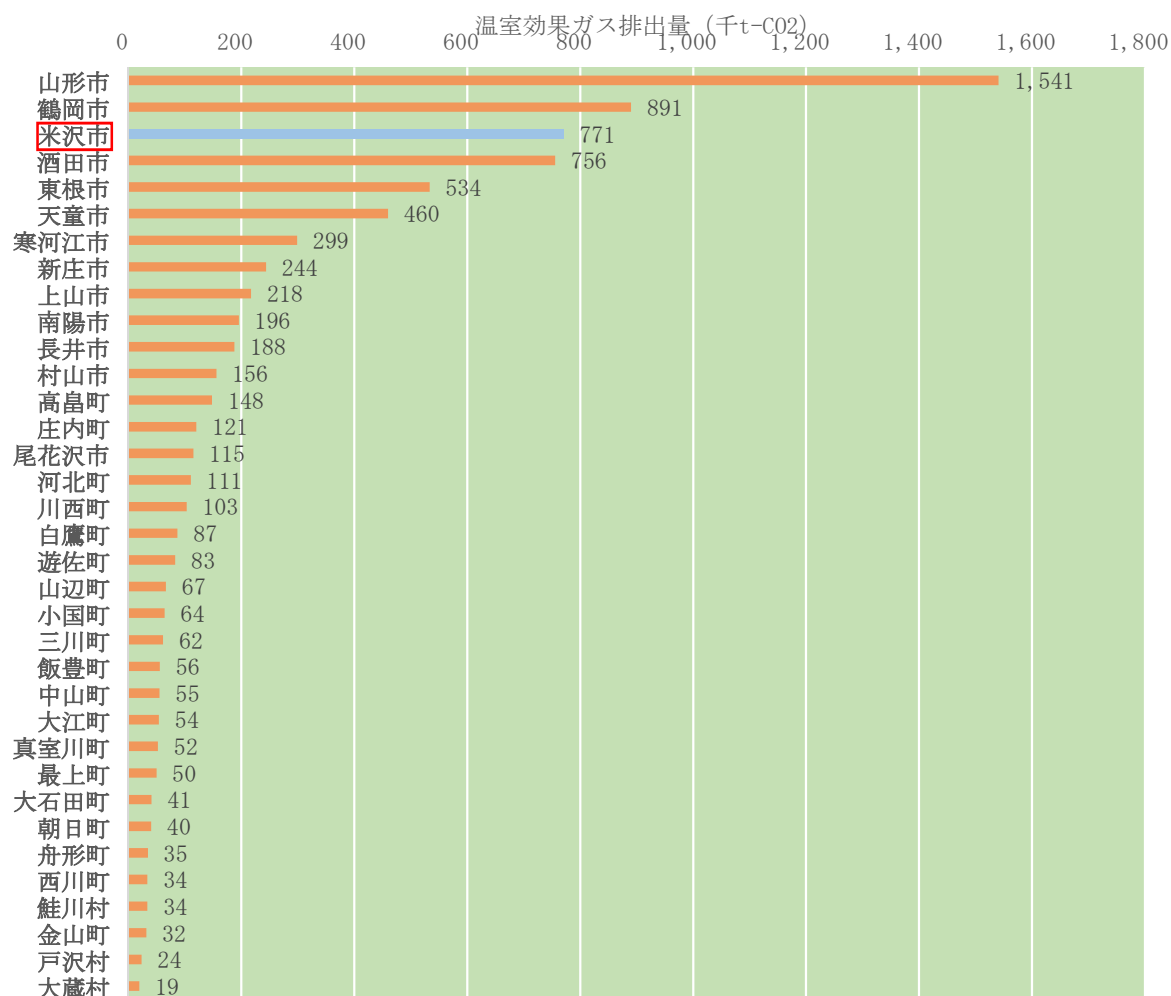
環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイトで公表されている、簡易版の算定方法に基づく温室効果ガス排出量の現況推計結果によると、本市の温室効果ガス排出量は平成 25 年度から平成 30 年度で約 218 千 t-CO₂ 減少しています。



【米沢市の温室効果ガス排出量(簡易版算定マニュアルに基づく)】

出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト 部門別 CO₂排出量の現況推計」

平成 30 年度の本市の温室効果ガス排出量は県内では山形市、鶴岡市に次いで 3 番目に排出量の大きい自治体です。



【山形県の自治体別温室効果ガス排出量（平成 30 年度）】

出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト 部門別 CO₂ 排出量の現況推計」

本市では令和元年 9 月、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市の区域内の自然的社会的条件に応じて、国の地球温暖化対策計画に準拠した温室効果ガス排出量の抑制や吸収作用の保全のための総合的な計画である「米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定しました。

計画期間は令和元年度から令和 12（2030）年度までの 12 年間とし、令和 32（2050）年度までを長期目標期間としています。

【米沢市域の温室効果ガスの削減目標】

項 目	基準年度実績値 平成25年度 (2013年)	中期目標 令和12年度 (2030年)	長期目標 令和32年度 (2050年)
温室効果ガスの総排出量 (千t-CO ₂)	(989)* 1,008	701	202
基準年度比削減割合 (%)	—	30.5	80.0

資料：米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

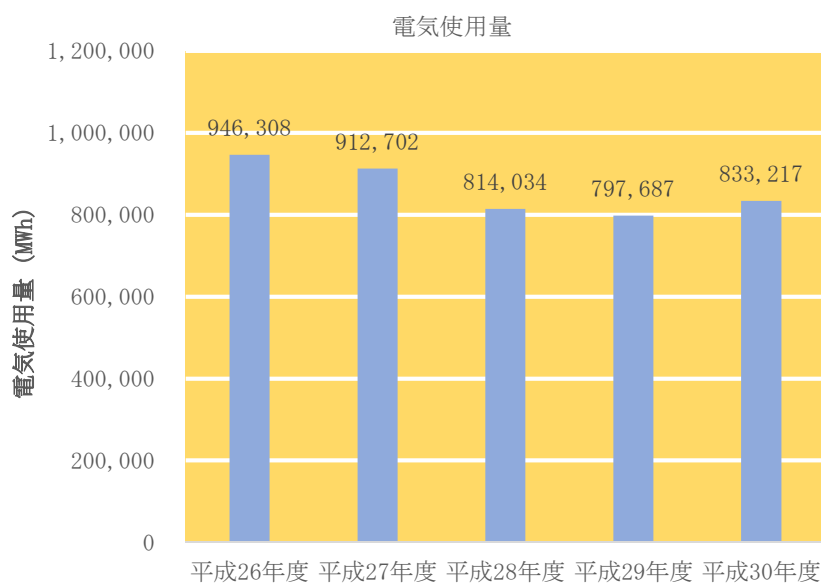
※米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の基準値は1,008千t-CO₂としていましたが、令和3年3月に989千t-CO₂に遡及修正が行われています。

3) 米沢市ゼロカーボンシティ宣言

本市では令和2年10月8日、本市が将来の望ましい環境像として掲げる「豊かな自然に抱かれ人と環境にやさしく快適で美しいまち」の実現と、かけがえのない私たちの故郷を将来の世代につないでいくため、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取組を進めることを宣言しました。2050年までにゼロカーボンを達成するため、米沢市地球温暖化対策実行計画の見直しや目標達成のための市民・事業者・行政の行動をまとめたロードマップの策定等に取り組めます。

4) エネルギー

本市の区域内の電気使用量は、次のとおりです。平成28年度以降は横ばいで推移しています。

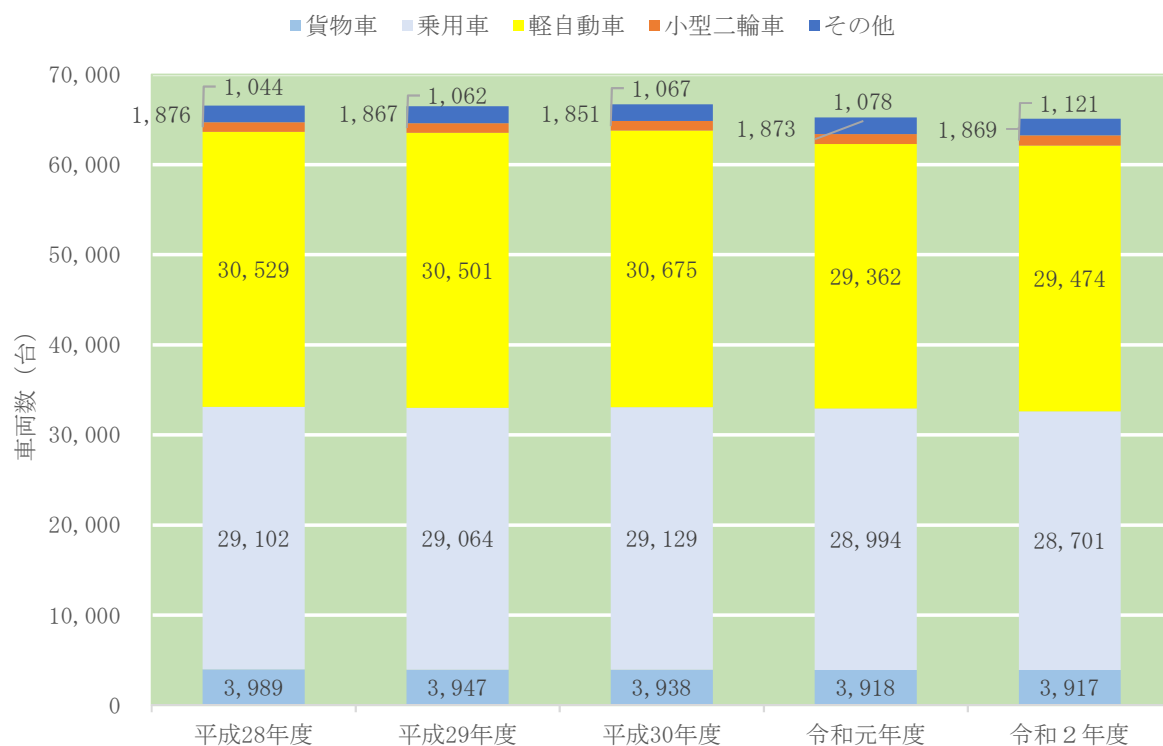


【本市の電気使用量の推移】

出典：自治体排出量カルテ（環境省 web サイト）

5) 自動車保有状況

本市における自動車保有台数は、令和2年度末で65,082台です（軽二輪を除く）。ここ数年は、自動車保有台数の総数は、ほぼ横ばいで推移しています。



【自動車保有台数の推移】

出典：「年度別・市町村別自動車保有車両数」（国土交通省東北運輸局山形運輸支局 web サイト）

注）その他には、乗合車、特殊用途車、大型特殊車を分類しました。

6) 再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーは石油の代替となるエネルギーです。具体的には太陽光発電、風力発電、地熱発電といった自然エネルギーや、バイオマス³、廃棄物による発電、熱利用などが該当します。石油などの化石エネルギーと比較して、再生可能エネルギーには温室効果ガスの排出が少ないなど環境負荷が小さいという特徴があり、地球温暖化対策として省エネルギーと併せて普及に取り組むことが重要です。

【固定価格買取制度】

再生可能エネルギー発電設備の種類及び認定件数	発電出力 (kW)
太陽光 (168 件)	30,600.4
水力 (5 件)	1,644.8
風力 (5 件)	41,448.5
バイオマス (2 件)	6,620.0
合計 (180 件)	80,313.7

出典：事業計画認定情報公表用ウェブサイト（経済産業省 資源エネルギー庁 web サイト）

注）本市の区域内に所在する、令和 3 年 6 月 30 日時点で新規認定を受けている又は新制度への移行手続きが完了した再生可能エネルギー発電設備（太陽光 20kW 未満を除く。）

【本市の公共施設における再生可能エネルギー発電設備】

稼働年度	エネルギーの種類	設備容量 (kW)	稼働場所
平成 17 年度	太陽光	3.20	塩井小学校
平成 23 年度	太陽光	2.28	上郷小学校
平成 23 年度	太陽光	2.50	中部コミュニティセンター
平成 24 年度	太陽光	11.19	愛宕小学校
平成 24 年度	太陽光	11.19	第一中学校
平成 25 年度	太陽光	11.43	南原小学校
平成 25 年度	太陽光	11.43	第六中学校
平成 26 年度	太陽光	11.43	第四中学校
平成 27 年度	太陽光	11.52	松川小学校
平成 27 年度	太陽光	11.52	第七中学校
平成 27 年度	太陽光	10.08	ナセ BA
令和 3 年度	太陽光	10.00	市役所庁舎
令和 3 年度	消化ガス	50.00	浄水管理センター
合計		157.77	

³ 「動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）」をいう。バイオマスのうち、木竹に由来するものを木質バイオマスという。

7) 市職員ノーマイカーデーの実施

自家用車通勤による二酸化炭素の排出抑制を目的として、平成 18 年 5 月から、市職員によるノーマイカーデーを実施しています。現在は、毎月 3 回以上、自家用車を使用せず公共交通機関、自転車、徒歩等で通勤することとし、その結果、令和 2 年度は、53 t-CO₂ の排出抑制となりました。

【ノーマイカーデーの取組状況】

項 目	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2
走行抑制総距離数(km)	155, 312	146, 189	161, 712	133, 991	202, 314	220, 713
二酸化炭素削減量(t- CO ₂)	36	35	39	32	49	53

資料：米沢市市民環境部環境生活課

(2) 酸性雨（雪）※

酸性雨とは、化石燃料の燃焼や火山活動などによって生じる窒素酸化物や硫黄酸化物などの大気汚染物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶解させ、金属に錆を発生させるなど建造物や文化財に被害を与えます。また、原因となる物質が放出されてから酸性雨として降水するまでに、国境を越えて数百から数千 km も運ばれることもあり、対策が難しい問題の一つです。

東アジア地域においては、近年の経済成長等に伴い大気汚染物質の排出量が増加しており、近い将来、酸性雨の影響の深刻化が懸念されています。

東北地方の酸性雨の動向を把握するため、東北都市環境問題対策協議会と共同で地域の特性を活かした酸性雪の実態調査を実施しています。平成 28 年度から令和 2 年度までの本市における水素イオン濃度（pH）は横ばいの傾向が見られます。

【酸性雪の調査結果（平成28年～令和2年度 平均値）】

期間	水素イオン濃度 (pH)	電気伝導率 (μ S/cm)
平成 28 年度	5.18	30.0
平成 29 年度	4.85	36.3
平成 30 年度	5.02	36.2
令和元年度	5.18	44.4
令和 2 年度	5.18	31.5

採取場所：北村公園テニスコート内

出典：「米沢市の水環境」

※大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、pH5.6 が酸性雨の一つの目安となりますが、火山やアルカリ土壌など周辺の状況によって本来の降水の pH が変わる場合があります。

3 廃棄物

(1) 廃棄物

1) ごみの出し方

本市では、家庭から排出されるごみを、可燃性ごみ、不燃性ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、有害ごみ、資源物、粗大ごみの合計 7 分類しています。このうち、資源物については、古紙類、古繊維類、缶、びん、廃エアゾール製品等に分類し、ごみの回収には、置賜広域行政事務組合が指定する有料のごみ袋や粗大ごみ用証紙を使用しています。

なお、本市のごみは長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町のごみとともに置賜広域行政事務組合の千代田クリーンセンター、長井クリーンセンター、浅川最終処分場において処理されています。

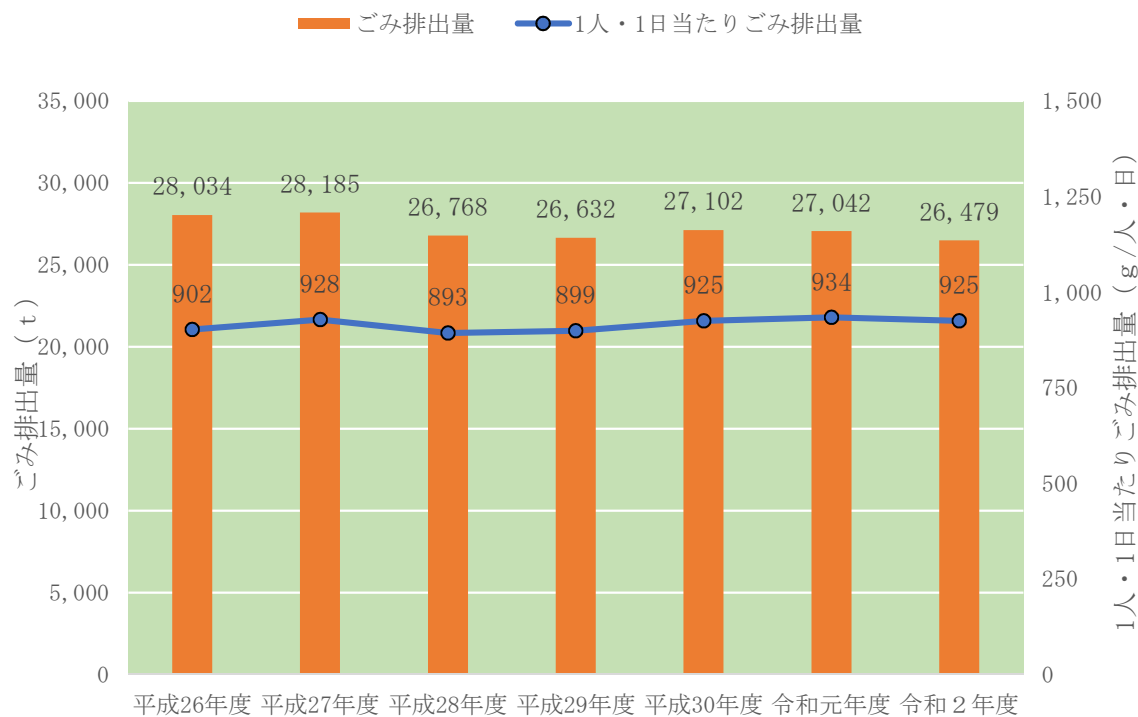
【家庭ごみの出し方】

区 分		内 容
可燃性ごみ		生ごみ類、紙くず類、おむつ、布きれ、下着類、靴下、ぬいぐるみ、クッション、雨具（カッパ）、アノラック、スキーウェア、食用油の容器（プラスチック製）、マヨネーズ・ケチャップ・歯みがき粉などのチューブ状の容器、革製品（バッグ、ランドセルなど）、靴類（革靴、長靴、サンダルなど）、ゴム製品、グローブ、ボール、カセットテープ、ビデオテープ、カイロ（使い捨てタイプ）、ペット用の砂、在宅医療の人工透析パック及びチューブ類、花火、木くず・剪定くず等
不燃性ごみ		金属類、キャップ類（金属製）、調理器具（鍋、フライパンなど）、食器、刃物類、針金類、小型の電気製品（アイロン、ドライヤー、ポット、炊飯器など）、硬いプラスチック製品（ハンガー、バケツ、植木鉢、園芸用プランター、ペン類、おもちゃなど）、フロッピーディスク、MD、CD、DVD、ブルーレイディスク、ガラス製品、陶磁器、電球（白熱電球、LED 電球）、傘、化粧品のびん、食用油の缶・びん 等
プラスチック製容器包装		発泡スチロール（緩衝材など）、キャップ・ラベル、ボトル類、ポリ袋類、トレイ・パック類
ペットボトル		飲料用、酒類用（みりんを含む）、しょう油用などのペットボトル
有害ごみ		蛍光灯、乾電池、水銀体温計、ライター、充電式電池、充電式電池一体型製品（モバイルバッテリー、充電式電動歯ブラシ、充電式電気シェーバー、加熱式たばこ、スマートフォン）
資源物	古紙類	新聞・チラシ、段ボール、牛乳パック・紙パック（ジュース類）、雑誌（雑誌、本、紙製の箱など）
	古繊維類	古着、バスタオル、タオルケット、毛布、シーツ
	缶	食料品用、飲料品用
	びん	食料品用、飲料品用
	廃エアゾール製品等	スプレー缶、カセットボンベ
粗大ごみ		自転車、大型の家電製品（家電リサイクル対象品以外）、家具類（椅子、テーブル、タンスなど）、布団など （長さが 50 cm を超えるもの、大きさが 50 cm 角を超えるもの、重さが 5 kg を超えるもの、指定袋に入らないもの）

出典：「家庭のごみと資源物の分け方・出し方」

2) ごみ排出量

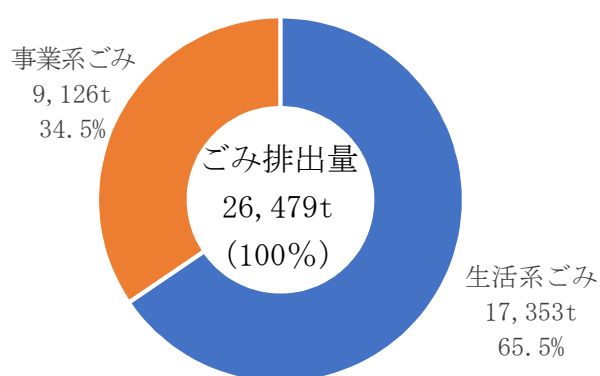
本市の令和2年度におけるごみ排出量（収集量+直接搬入量）は26,479tであり、市民ひとり1日あたりに換算すると925gです。ごみ排出量は平成26年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。



【ごみ排出量の推移】

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」

本市のごみ排出量（収集量+直接搬入量）に占める生活系ごみと事業系ごみの割合をみると、生活系ごみが約6割を占めています。

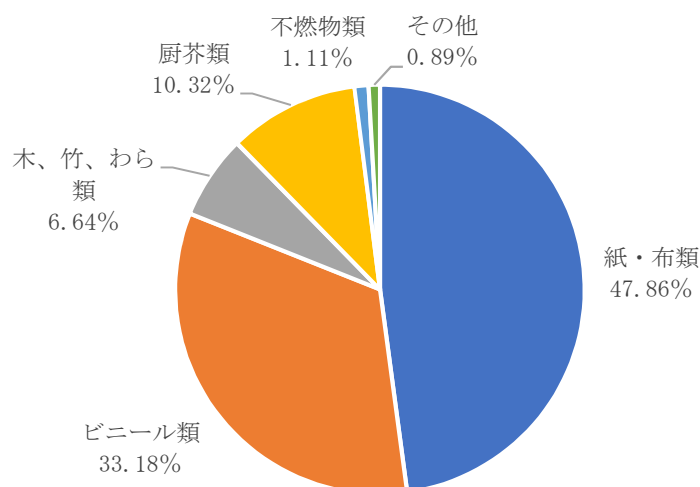


【ごみ排出量に占める生活系ごみと事業系ごみの割合（令和2年度）】

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」

注）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

また、ごみ処理量の8割以上を占める可燃性ごみの組成についてみると、令和2年度の千代田クリーンセンター（広域処理のため市町は不特定）では、紙・布類（47.86%）、ビニール類（33.18%）の割合が大きくなっています。



【可燃性ごみの組成】

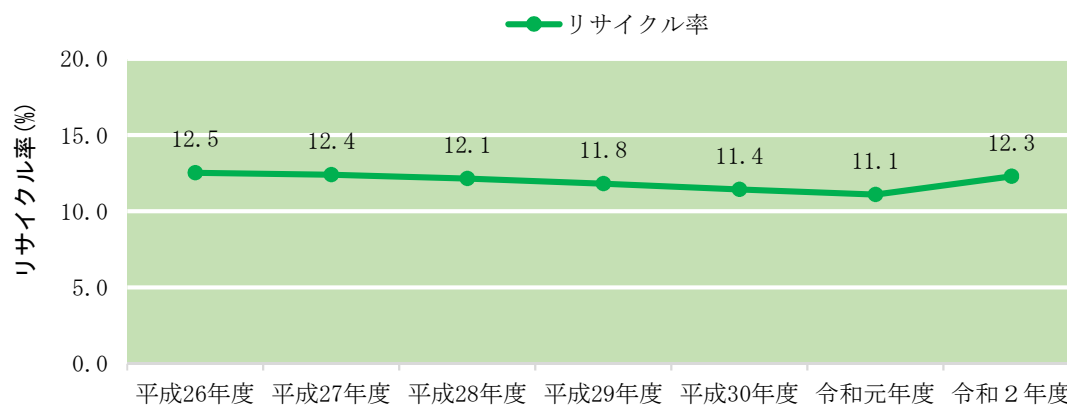
出典：「令和2年度版 千代田クリーンセンター業務概要」

注）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

3) リサイクル

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の施行に伴い、本市では平成9年10月から資源物の分別回収を実施しています。また、千代田クリーンセンターのリサイクルプラザ整備により、平成14年4月からペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を実施するなど、資源の分別収集に注力しています。本市のリサイクル率は令和2年度で12.3%であり、平成26年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

＊リサイクル率＝（焼却以外の中間処理後の資源化量＋直接資源化量）／（ごみ処理量）×100



【リサイクル率の推移】

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」

4) 不法投棄対策

本市では、不法投棄防止に向けた啓発活動の推進や、カメラの設置・市内のパトロールなど監視体制の強化に取り組んでいます。また、毎年、春と秋の２回、市内の一般廃棄物運搬許可業者や県との協働によるパトロールを行い、不法投棄された廃棄物の収集を実施しています。

4 自然環境

(1) 森林保全

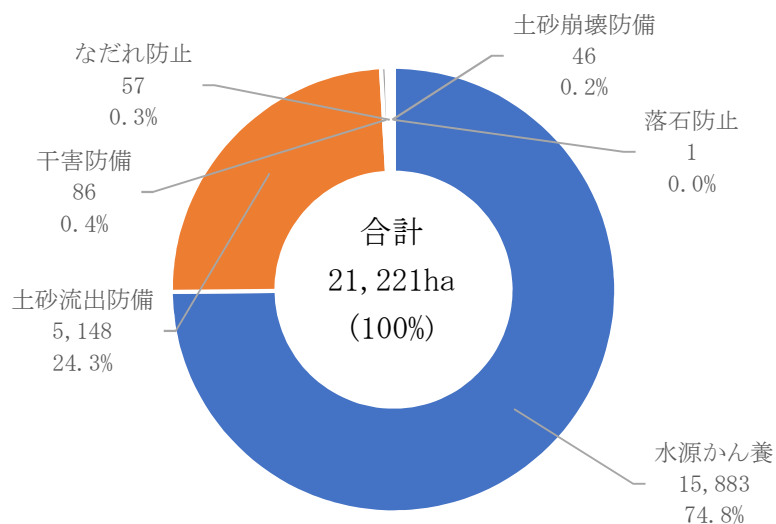
1) 森林の状況

本市の森林面積は令和元年度 41,996ha であり、本市面積の約 76.6%を占めています。このうち、民有林が 32,292 ha と森林全体の約 76.9%を占めています。

2) 保安林⁴

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊の防備等のため都道府県知事等により指定される森林であり、本市の保安林面積は令和元年度現在で合計 21,221ha（国有林 9,378ha、民有林 11,843ha）です。保安林の目的別面積の内訳をみると、水源かん養⁵保安林が 74.8%と最も多くを占めています。

本市では、森林保全の一環として、病虫害駆除事業を実施し、森林資源の保全育成と枯損木による公共施設等への被害防止に取り組んでいます。



【保安林の状況】

出典：「山形県林業統計」（山形県）

注）表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積上げ値が100%とはならない場合があります。

⁴ 水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林をいう。

⁵ 洪水緩和、水資源貯留など水源山地から河川に流れる出る水量や時期に関わる機能をいう。

3) 森林病虫害の防除

本市の森林病虫害の被害として、主に松くい虫、ナラ枯れ⁶が挙げられます。松くい虫は平成 16 年度をピークに減少傾向にあります。ナラ枯れは、平成 20 年度に発生が確認され、平成 23 年度をピークに減少傾向にありましたが、令和元年度は増加しました。本市では、これら森林病虫害について、森林の公益的機能が失われるおそれがあることから、毎木調査、予防樹幹注入、伐倒駆除などの防除を実施しています。

出典：「令和 2 年版 市政の概要」

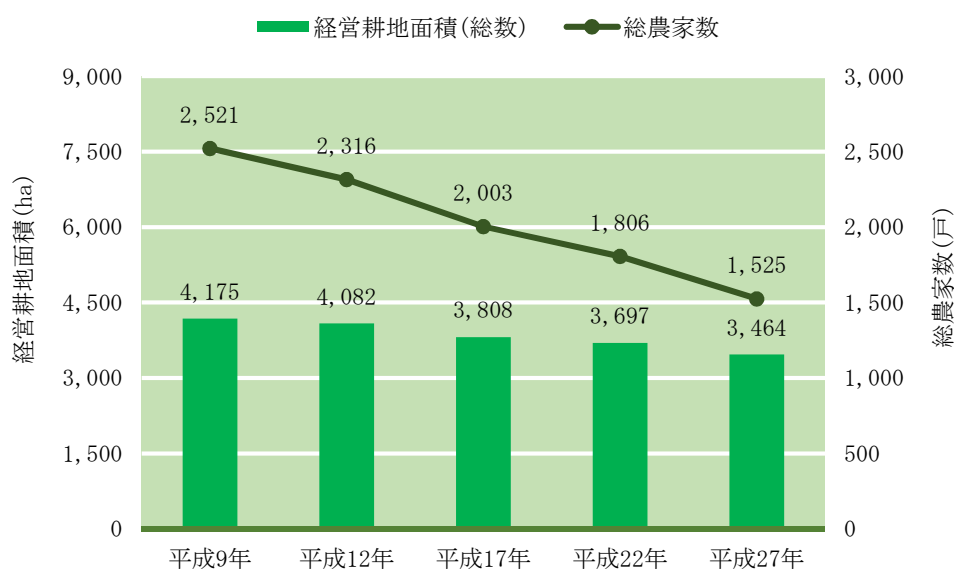
4) 地産木材使用住宅等建築の奨励

本市では、木材価格の低迷等により、間伐等の森林整備が進まない状況です。そこで、地元木材利用を促進させ、森林整備の推進、林業の振興を図るため、市内産の木材を使用し、市内で木造住宅等を建築する際に助成を実施しています。

(2) 農地保全

1) 農地の状況

本市の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少など大変厳しい状況にあり、経営耕地面積及び農家数は減少傾向にあります。



【経営耕地面積及び総農家数の推移】

出典：「令和 2 年版 市政の概要」

2) 市民農園の開設

本市では、野菜や花卉などの栽培による農作業を通じ、自然に触れ合うことを目的に、市民農園を開設しています。令和 2 年度末はアルカディア市民農園、愛宕市民農園、皆川球場市民農園の 3 箇所を開設しています。

出典：「令和 2 年版 市政の概要」

⁶ カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯れてしまう現象をいう。

3) 鳥獣害防除対策

本市では、中山間部において、野生のサルやイノシシ、ツキノワグマ等による農作物被害が発生しています。また、近年では県内においてニホンジカの日撃件数が増加しており、今後、農林業に深刻な被害を及ぼすことが懸念されています。そこで、自然と調和した恒久的野生動物対策の確立を目指し、防除・環境整備・捕獲を推進しています。

また、被害を及ぼす鳥獣が多種化しているため、各関係機関との連携のもと、米沢市有害鳥獣対策連絡協議会を設置し、各関係機関の連携のもと、防除・環境整備・捕獲を核とした有害鳥獣対策を講じています。

【鳥獣害の現状】

鳥獣の種類	被害の現状（令和2年度）		
	品 目	金額（千円）	面積（ha）
ニホンザル	水稲、野菜、果実、豆類ほか	5,912	3.33
ハクビシン	野菜、果実ほか	575	0.26
カラス	野菜、果実ほか	315	0.13
イノシシ	水稲ほか	4,173	4.15
ツキノワグマ	野菜、果実ほか	598	0.28
ニホンジカ	水稲、豆ほか	19	0.08
カモシカ	水稲、野菜、果実ほか	90	0.14
タヌキ	野菜、果実ほか	102	0.04
サギ	水稲	31	0.03
その他	野菜、果実ほか	225	0.10
計		12,040	8.54

資料：米沢市産業部森林農村整備課

（3）緑地保全

1) 公園の整備状況

本市では、28箇所（178.1 ha）の都市公園が計画されています。令和2年度末現在、64.7 ha が開設されており、開設率は36.3 %です。

【都市公園の整備状況】

公園区分	計画箇所数	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率
街区公園	19	4.7	4.06	86.4%
近隣公園	2	3.8	3.8	100.0%
地区公園	3	17.3	16.5	95.4%
総合公園	2	28.4	28.4	100.0%
運動公園	1	1.7	—	0.0%
特殊公園	1	122.2	11.9	9.7%
合 計	28	178.1	64.7	36.3%

出典：「令和2年版 市政の概要」

2) 緑地の整備状況

本市では、2箇所（419.5 ha）の緑地が計画されています。令和2年度末現在、47.8 ha が開設されており、開設率は11.4 %です。

【緑地の整備状況】

名 称	位 置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率
最上川上流河川緑地	通町六丁目ほか	71.5	19.4	27.1%
八幡原緑地	八幡原一丁目ほか	348.0	28.4	8.2%
合 計		419.5	47.8	11.4%

出典：米沢市建設部都市計画課

（４）河川

本市は、最上川の源流部に位置し、市内には、松川（最上川）、堀立川、天王川、小樽川、太田川、羽黒川など、吾妻連峰を水源とする多くの河川が流れています。

最上川は、本市と福島県の県境にある西吾妻山の「火焰滝（ひのほえのたき）」にその源を発し、山形県全域を貫き、酒田市で日本海に注ぐ一級河川です。流路延長が約229 km と国内有数の河川であり、流域面積は山形県の75 %を占めることから、「母なる川」とされています。

（５）保全地域等の指定

1) 自然公園

本市では、南側の西吾妻山をはじめとした山地が磐梯朝日国立公園に指定されています。磐梯朝日国立公園は、山形県、福島県、新潟県の三県にまたがり、陸域では我が国で3番目に大きな国立公園です。

山腹にはミズナラ、ブナ、キタゴヨウ、アオモリトドマツ、コメツガ等の森林が広がります。

また、アズマシャクナゲを始めとする高山植物やヒナザクラ、ワタスゲ、ツルコケモモ、ヒメシヤクナゲ、キンコウカ等の湿生植物を見ることができます。

動物は、大型哺乳類のツキノワグマやニホンカモシカが広く分布し、さらに中小の哺乳類など多くの野生動物が生息する地域です。

山麓部には白布等の温泉があり、古くから温泉場として利用されています。

2) 保護林⁷

林野庁では、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業及び管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に、保護林として区域を定め、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うことにより、国有林野の保護を図ります。本市には、吾妻山周辺森林生態系保護地域、拇峰・飯森山生物群集保護林の2つの保護林が指定されています。

⁷ 原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野をいう。

①吾妻山周辺森林生態系保護地域

吾妻山周辺森林生態系保護地域は、本市の南端に位置し、福島県との県境にある矢筈山(1,510 m)、西大巔(1,982 m)、西吾妻山(2,035 m)、烏帽子山(1,892 m)等の山稜からなる吾妻山北面に位置しています。水平的には冷温帯に属し、垂直的には標高1,400～1,500 mまでが山地帯(ブナ帯)、その上部は亜高山帯⁸属します。吾妻連峰一帯のアオモリトドマツを主とする原生的な森林地帯のほかに、山地湿原、雪田草原、瀑布等の変化に富んだ景観があり、本地域を南限、または北限とする植物分布、原生的な森林に生息する貴重な動植物が見られる数少ない地域です。

②拇峰・飯森山生物群集保護林

拇峰・飯森山生物群集保護林は、本市の拇峰周辺のブナ天然林とアオモリトドマツ林の保護を目的に指定されています。当該地域には原生的なブナ天然林のほか、拇峰には、気候的極相⁹として分布限界¹⁰(西端)のアオモリトドマツ林が分布しています。

3) 緑の回廊

緑の回廊とは、保護林を繋ぐことにより、動植物の個体群の交流を可能にし、種の保存、遺伝資源の保全を図るために形成された森林のネットワークです。森林生態系を構成する野生生物の多様性を保全するためには、その移動経路を確保し、生育・生息地の拡大と相互交流を促すことが必要とされています。国有林野事業では、原生的な天然林や貴重な野生生物の生育・生息地等を保全・管理するため、保護林を従来から設定しており、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図ります。

鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊が、山形県内を一巡する形で、秋田、山形、新潟、福島、宮城県境沿いに設定されています。本市では、南側が緑の回廊の一部に設定されています。

⁸ 植物の垂直分布で、中部山岳では標高 1500～2500m の地帯をいう。

⁹ その場所で最終的に到達する植物群落のことをいう。

¹⁰ 生物の地理的分布は、地形、土壌、気候などの環境条件、他の生物との関係、地史的な経緯などによって制約されているが、こうした制約によってある生物種(ないし属その他の分類単位)や生物群集の分布が地理的な限界を示している場所をいう。

4) 鳥獣保護区

わが国では、鳥獣の保護、狩猟の適正化、生物多様性の保護を目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき野生生物の保護・管理のために鳥獣保護区等が指定されています。本市では、山形県によって吾妻鳥獣保護区、千眼寺裏鳥獣保護区が指定されています。

千眼寺裏鳥獣保護区には、「窪田水辺の楽校」が整備され、野鳥の観察や環境学習・生物観察などさまざまな自然体験の場となっています。

【鳥獣保護区の概要】

名 称	指定区分	指定目的
吾妻鳥獣保護区 (平成 24 年 11 月 1 日～ 令和 4 年 10 月 31 日)	森林鳥獣生息地の保護区	吾妻鳥獣保護区は、本市の南部、福島県との県境周辺に位置し、標高 2,035 m の西吾妻山を中心とした高山地帯で、磐梯朝日国立公園（吾妻地域）の特別保護地区及び特別地域にも指定されており、ニホンザル、国の特別天然記念物であるニホンカモシカ、国内希少野生動物であるイヌワシの良好な生息地であり、大型鳥獣及び森林鳥獣の生息に適した地域であるため。
千眼寺裏鳥獣保護区 (平成 25 年 11 月 1 日～ 令和 5 年 10 月 31 日)	集団渡来地の保護区	千眼寺裏鳥獣保護区は、最上川と羽黒川の合流地点周辺に位置し、川岸にはヨシやヤナギ等が茂り、湿地も点在する区域で、オオハクチョウやマガモをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な場所であるため。

出典：「令和 2 年度山形県鳥獣保護区等位置図」（山形県webサイト）

「鳥獣保護区設定（平成24年10月30日告示第1031号、平成25年10月29日告示第972号）」（山形県webサイト）

(5) 重要な動植物

本市の南側に広がる吾妻連峰は大部分が磐梯朝日国立公園に指定されており、原生的な森林に生息する貴重な動植物が見られる数少ない地域であるなど、生物にとって貴重な生育・生息場所です。

本市では、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルなどが生息し、環境省のふるさといきもの里 100 選に選定された「小野川ホタルの里」で知られているホタル生息地や、吾妻の白猿などの動植物やその生息地が、天然記念物等として重要な動植物に指定されています。

【重要な動植物】

分類	名称	備考
天然記念物	山上のオオクワ	山形県指定文化財
	長町裏のエゾエノキ	
	西明寺のトラノオモミ	
	吾妻の白猿	米沢市指定文化財
	上小菅観音堂のケヤキ	
	李山宮ノ前諏訪神社の大スギ	
	ホタル生息地	
巨木	吾妻のミズナラ	森の巨人たち百選

出典：「文化財一覧」、「森の巨人たち百選」

(6) 重要な植物群落等

急速に進んだ都市化や工業化による大規模な土地開発、天然林の伐採等によって、各地で植物相の多様性が失われつつあります。そこで地域の代表的・典型的な植生、代替性のない植生、極めて脆弱であり存続が危ぶまれる植生等について、環境省では特定植物群落として選定し保護を進めています。また、「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物 2013 年改訂版」において、県内の危急度毎に植物群落・植物個体群立地が選定されています。

本市においては、これら重要な植物群落等が 10 箇所確認されています。

【重要な植物群落等】

区 分	名 称	備 考
亜寒帯常緑 針葉高木林	吾妻山のオオシラビソ林	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の 「吾妻山自然林」と同一
湿地植生	吾妻山弥兵衛平、明星湖湿原	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の 「西吾妻山稜の湿原及び雪田植生」と同一
雪田植生	吾妻山人形石雪田植生	特定植物群落
湿地植生	西吾妻山の湿原植生	特定植物群落
冷温帯夏緑 広葉高木林	白布峠のブナ林	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の 「白布峠ブナ自然林」と同一
湿地植生	吾妻山馬場谷地湿原	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の 「馬場谷地湿原」と同一
冷温帯夏緑 広葉高木林	大荒沢自然林	特定植物群落 レッドデータブックやまがた記載の 「大荒沢自然林」と同一
常緑 針葉高木林	母峰アオモリトドマツ林	特定植物群落
河岸・湖沼湿地 ・水生植物	最上川保呂羽堂裏河岸植生	河岸
植物個体群 広域自生域	斜平山植物個体群自生域	地域景観、絶滅危惧個体群

出典：「第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査」（環境省）
「レッドデータブックやまがた 絶滅危惧野生植物 2013 年改訂版」（山形県）

5 生活環境

(1) 大気汚染

わが国では大気、水、土壌、騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準を定め、これを環境基準と呼んでいます。

大気については大気汚染物質として光化学オキシダント (O_x)、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化硫黄 (SO₂) 及び一酸化炭素 (CO) の5項目を、有害大気汚染物質としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4項目を、微小粒状物質として微小粒子状物質 (PM_{2.5}) を指定し、それぞれについて環境基準（維持されることが望ましい基準）を定めています。

本市の区域内には、山形県が大気汚染防止法第22条に基づき、一般環境大気測定局（一般局）1局を設置しており、大気汚染の常時監視を実施しています。令和2年度の測定結果は、SO₂、NO₂、SPM、PM_{2.5}で環境基準を達成しているものの、O_xは未達成でした。

また、平成24年度に実施した有害大気汚染物質の測定結果は、全ての項目で環境基準を達成していました。

今後も維持されることが望ましい基準の確保に努めていきます。

【大気汚染物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06 ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

【有害大気汚染物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示第4号）
（改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号）（改正 平成30年11月19日 環境省告示第100号）

【微小粒子状物質に係る環境基準】

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

【大気環境測定結果（令和2年度 年平均値）】

測定地点名	種別	項 目				
		SO ₂	NO ₂	SPM	O _x	PM2.5
米沢金池	一般局	0.001 ppm	0.021 ppm	0.026 mg/m ³	0.081 ppm	5.6 μ g/m ³

出典：「令和2年度山形県の大気環境等の状況」（山形県）

【大気環境測定結果（平成24年度 年平均値）】

測定地点名	種別	項 目			
		ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
米沢金池	一般局	0.00096 mg/m ³	0.00029 mg/m ³	0.00011 mg/m ³	0.0010 mg/m ³

出典：「平成24年度山形県の大気環境等の状況」（山形県）

【大気環境基準達成状況】

測定地点名	種別	環境基準達成状況									
		SO ₂	NO ₂	SPM	O _x	CO	PM2.5	有害大気汚染物質 ^{注1)}			
								ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
米沢金池	一般局	○	○	○	×	—	○	○	○	○	○

出典：「平成24年度山形県の大気環境等の状況」（山形県）

「令和2年度山形県の大気環境等の状況」（山形県）

注）有害大気汚染物質の環境基準達成状況は平成24年度の結果を示します。

(2) 騒音

わが国では、用途地域等で区分された地域毎に騒音に係る環境基準を定めています。

【騒音に係る環境基準】

地域の種類			時間の区分	
			昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	一般地域	55 dB	45 dB
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB	55 dB
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、（特別工業地区 ^注 ）を除く）	一般地域	55 dB	45 dB
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB	60 dB
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区 ^注	一般地域	60 dB	50 dB
		車線を有する道路に面する地域	65 dB	60 dB

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

「米沢市告示第46号」（平成24年3月30日）

注）都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区に該当（本市の場合、地場産業としての繊維工業その他の工業便の増進を図ることを目的とするものに限る。）

【特例 幹線道路を担う道路に近接する空間における基準値】

昼間	夜間
70 dB	65 dB

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

1) 自動車騒音

市内の自動車騒音の状況を把握するために、令和2年度は騒音調査を18区間で実施しました。その結果、1区間において昼間・夜間ともに環境基準を超過していました。また、自動車騒音の面的評価の結果、本市では環境基準超過戸数は1戸であり、達成率は99.9%でした。

【自動車騒音の道路端騒音調査結果（令和2年度）】

区間 番号	調査区間	測定地点	調査結果		基準レベルとの差 ^{注1)}	
			L _{Aeq}		環境基準	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	東北中央自動車道	中田町	56	53	-14	-12
2	一般国道13号	万世町片子	70	63	+0	-2
3	一般国道13号	大字花沢	72	66	+2	+1
4	一般国道121号	舘山三丁目	65	58	-5	-7
5	一般国道121号	大字舘山	66	59	-4	-6
6	米沢浅川高畠線	信夫町	65	54	-5	-11
7	米沢高畠線	下花沢二丁目	61	52	-9	-13
8	米沢南陽白鷹線	中央七丁目	65	55	-5	-10
9	米沢浅川高畠線	中田町	69	61	-1	-4
10	米沢浅川高畠線	春日三丁目	66	58	-4	-7
11	米沢環状線	春日一丁目	67	59	-3	-6
12	板谷米沢停車場線	通町六丁目	62	55	-8	-10
13	板谷米沢停車場線	相生町	62	53	-8	-12
14	板谷米沢停車場線	本町三丁目	64	55	-6	-9
15	板谷米沢停車場線	駅前三丁目	64	55	-6	-9
16	綱木米沢停車場線	舘山三丁目	65	55	-5	-10
17	笹野下矢来線	矢来二丁目	61	52	-9	-13
18	市道米沢駅東線	万世町堂森	63	52	-7	-13

資料：「令和2年度自動車騒音常時監視評価結果」（市民環境部環境生活課）

注1）環境基準、要請限度はともに「幹線交通を担う道路に近接する空間」の値です。

注2）■の網掛けは基準超過であることを示します。

【自動車騒音の面的評価結果（令和2年度）】

区 分	昼夜とも基準値以下（環境基準達成率）		
	全体% （超過戸数）	近接空間% （超過戸数）	非近接空間% （超過戸数）
米沢市	99.9 (6)	99.8 (4)	99.9 (2)

資料：「令和2年度自動車騒音常時監視評価結果」（米沢市市民環境部環境生活課）

(3) 悪臭

わが国では、悪臭防止法第4条第1項に基づき、事業場から発生する悪臭について基準を定めており、本市においても同法に基づく地域の指定及び人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化した臭気指数による規制基準が設定されています。

南原地区では、堆肥製造事業所や養豚事業所を原因とした悪臭が問題となり、悪臭公害防止協定の締結や行政指導による対策を進めてきました。平成26年に、堆肥製造事業所が事業を廃止したことから、悪臭の発生はなくなりました。養豚事業所では、広範囲な悪臭苦情はなくなりましたが、近隣での悪臭苦情はなくなっていないため、今後も引き続き対応が必要です。

(4) 水質汚濁

わが国では、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準として人の健康の保護に関する項目（健康項目¹¹⁾）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目¹²⁾）について環境基準を定めています。

本市においては、山形県が水質汚濁防止法第15条に基づいた水質測定を含め、河川6地点で水質調査を実施しています。

【人の健康の保護に関する環境基準 〔健康項目〕】

物 質	基準値	物 質	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

注）基準値は年平均値です。ただし、全シアンに係る基準値については最高値です。

¹¹ 人の健康に被害を生じる恐れのある重金属（カドミウム、水銀等）や有機塩素系化合物（PCB、トリクロロエチレン等）など対象にして環境基準が設定されている27項目の汚染物質をいう。

¹² 川や海などの水の「汚れ」について、物理的（pH、SS等）な面、あるいは生物の生育環境（BOD、DO等）の面からみた水質の環境基準が設定されている10の項目をいう。

【生活環境の保全に関する環境基準（河川） 〔生活環境項目〕】

類型	基準値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100 mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100 mL以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

注）生活環境項目については、河川の利用目的により指定された類型区分（AA～E の6 類型）に応じて、基準値が設定されています。

本市内を流れる主要な河川においては、最上川、羽黒川、天王川及び鬼面川がA類型、堀立川がB 類型の指定を受けています。

1) 健康項目

令和2年度の健康項目については、堀立川（芦付橋）、最上川上流（新田橋）の2 地点で1 項目、鬼面川（大樽橋）、太田川（山梨沢橋）の2 地点で2 項目、水窪ダム貯水池、綱木川ダム貯水池の2 地点で1 項目の測定を実施しており、いずれの地点においても環境基準を達成しています。

【河川水質測定結果】

（令和2年度公共用水域水質測定結果〔健康項目〕年平均值）

地点名	カドミウム	鉛	砒素	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
堀立川 （芦付橋）	—	—	検出限界以下	—
鬼面川 （大樽橋）	<0.0003mg/L	<0.005mg/L	—	—
太田川 （山梨沢橋）	0.0014mg/L	検出限界以下	—	—
最上川上流 （新田橋）	—	—	検出限界以下	—
水窪ダム貯水池	—	—	—	0.02mg/L
綱木川ダム貯水池	—	—	—	検出限界以下

「—」は、測定結果がないことを示します。

2) 生活環境項目

令和2年度の生活環境項目については、6地点で1～5項目の測定が行われています。測定項目のうち、水質の代表的な指標であるBOD（75％値）についてみると、測定を実施している4地点において、A類型の基準値である2.0 mg/Lを下回っており、水質は良好な環境が保たれています。

【河川水質測定結果】

（令和2年度公共用水域水質測定結果〔生活環境項目〕年平均値）

地点名	類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) 注1	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
堀立川 (芦付橋)	B	6.4～7.6	0.9 mg/L	5 mg/L	11 mg/L	12,000 MPN/100mL
鬼面川 (大樽橋)	A	7.4～7.6	—	—	—	—
太田川 (山梨沢橋)	—	7.1～7.7	—	—	—	—
最上川上流 (新田橋)	A	6.7～7.4	検出限界以下	5 mg/L	11 mg/L	4,900 MPN/100mL
羽黒川 (羽黒川橋)	A	7.1～7.4	検出限界以下	検出限界以下	11 mg/L	2,500 MPN/100mL
天王川 (天王川橋)	A	7.0～7.7	検出限界以下	5 mg/L	18 mg/L	11,000 MPN/100mL

出典：「令和2年度山形県公共用水域水質測定結果 地点別総括表 生活環境項目」（山形県）

「—」は、測定結果がないことを示します。

注1）BODの値は年間75％値を表します。

注2）■の網掛けは環境基準を超過していることを示します。

3) 各河川の状況

本市を流れる主要な河川は、廃止鉱山からの排水、生活排水、工業排水の流入により、過去には水質が悪化した経緯があります。

【各河川の状況】

河川名	概 要
堀立川	松川の猿尾堰から取水し、市街地の中西部を南北に貫流した後、市街地の下流部で再び松川に流入しています。堀立川は、市街地の一般家庭から排出される生活排水が大量に流入していたため、山形県が調査した平成4年度から8年度までの5年間、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のBOD（生物化学的酸素要求量）が3mg/Lを上回り、「県内の汚れた川ワースト10」に入っていました。しかし近年、公共下水道の整備が進み、水質は改善されています。
小樽川 （鬼面川）	最上川水系鬼面川の上流部の河川であり、その上流域では、過去に金、銀、鉛、亜鉛等が採掘されていました。現在は、廃止鉱山の一面に整備した排水処理施設で維持管理しています。
太田川	最上川水系鬼面川に流入する大樽川の支流で、上流域には鉱山跡地があります。鉱山跡地では鉱さい流出防止のため、整形、覆土、植栽等の安定化処理を実施しました。安定化処理後20年以上が経過し、鉱さい流出対策箇所の一部が流水によって削り崩される等の状況が確認されたことから、対策を検討するために平成18年度及び平成19年度に調査を実施しました。
松川 （最上川）	最上川の源流であり、流域住民の日常生活と農林漁業を支えてきましたが、昭和12年の西吾妻鉱山の硫黄採掘開始以降、酸による汚染が始まりました。西吾妻鉱山の閉山後は、坑内水及び鉱さい堆積場から浸出した酸性水は、西吾妻鉱山休廃止鉱山鉱害防止事業により大笠山台地に整備した除毒施設により地下浸透処理をしています。しかしながら、同施設で酸性水を完全に中和することは困難であり、依然として酸性が強い状態にあります。
羽黒川	東吾妻梅森に源を発し、上流部で大小屋川、刈安川が合流し、市街地東部を貫流しています。刈安川上流には、水窪ダムがあり、農業用水、上水道、工業用水を供給する多目的ダムとして重要な役割を担っています。
天王川	万世地区に梓川として源を発し、流域のかんがい用水として田畑を潤し、生活用水としても利用されています。

出典：「米沢市の水環境」

4) 下水道整備

令和元年度末の下水道の整備状況をみると、世帯水洗化率は85.6%、人口普及率は65.0%です。

下水道の整備は平成19年度から進めていますが、下水道普及率は全国及び山形県と比較すると、全国（令和元年度：79.7%）、山形県（令和元年度：77.6%）と比較して低くなっています。

【下水道普及状況の推移】

年 度	行政 人口 (人)	水洗可能		水洗化実施		世 帯 水洗化率 (%)	人 口 普及率 (%)
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯 (世帯)		
平成26年度	84,315	53,333	21,391	45,423	17,863	83.5	63.3
平成27年度	83,175	53,019	21,412	45,339	17,821	83.2	63.7
平成28年度	82,164	52,650	21,567	45,342	18,103	83.9	64.1
平成29年度	81,125	52,061	21,578	45,488	18,395	85.2	64.2
平成30年度	80,314	52,041	21,896	45,925	18,751	85.6	64.8
令和元年度	79,351	51,549	21,997	45,474	18,836	85.6	65.0

出典：「米沢市の統計 2020 年版」

注1) 各年度3月末日現在の状況を示します。

注2) 世帯水洗化率＝水洗化実施世帯数／水洗化可能世帯数 人口普及率＝水洗化可能人口／行政区域内人口

(5) 地下水

わが国では、地下水の水質汚濁について、環境基準を定めています。

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

物 質	基準値	物 質	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

注) 基準値は年平均値です。ただし、全シアンに係る基準値については最高値です。

山形県では、地下水水質測定計画に基づき、地下水の水質測定を実施しています。平成28年度以

降、本市の7地点で砒素が、3地点でテトラクロロエチレンが、1地点で鉛が環境基準を超過しています。

【地下水質の環境基準超過地点】

項目名 (環境基準)	調査地区	測定結果				
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
砒素 (0.01 mg/L 以下)	木場町	0.028 mg/L	—	—	—	0.040 mg/L
	信夫町	—	0.43 mg/L	—	—	—
	成島町	—	—	0.31 mg/L	—	—
	万世町	—	—	—	0.054 mg/L	—
	笹野本町	—	0.040 mg/L	—	—	—
	小野川	—	—	0.048 mg/L	—	—
	長手	0.021 mg/L	—	—	—	0.021 mg/L
テトラクロロ エチレン (0.01 mg/L 以下)	大町	0.027 mg/L	0.038 mg/L	0.024 mg/L	0.022 mg/L	0.015 mg/L
	中央	0.028 mg/L	0.027 mg/L	0.020 mg/L	0.015 mg/L	0.014 mg/L
	花沢	0.025 mg/L	0.023 mg/L	0.016 mg/L	0.011 mg/L	—
鉛 (0.01 mg/L 以下)	築沢	0.014 mg/L	—	—	—	—

出典：「平成 28 年度山形県の水・大気環境等の状況」

「平成 29 年度山形県の大気・水環境等の状況」

「平成 30 年度山形県の大気・水環境等の状況」

「令和元年度山形県の大気・水環境等の状況」

「令和 2 年度山形県の大気・水環境等の状況」

「—」は調査を実施しなかった地点であることを示します。

(6) 地盤沈下

本市では、消雪目的などによる地下水の揚水量の増加に伴い、昭和 42 年ごろから地盤沈下による被害が発生しています。特に、市街地で地盤沈下が進んでおり、市が実施している水準測量の結果によると、昭和 49 年から令和 2 年までの累積沈下量の最大値は、門東町一丁目で-467 mm です。また、累積沈下量が-300 mm を超える箇所は 22 地点です。

平成 30 年度から令和 2 年度までの 2 年間の最大沈下量は、徳町で-5mm です。

無計画な地下水採取による地下水障害を防止するため、昭和 51 年 10 月から、県条例に基づく「米沢地域地下水採取適正化計画」が、本市、南陽市、高島町、川西町に適用されてきました。また、地下水利用者の自主的な節水・使用合理化等の推進を図ることを目的とする米沢地区地下水利用対策協議会が設立され、地下水源の保全と、地盤沈下をはじめとする地下水障害の防止に努めています。

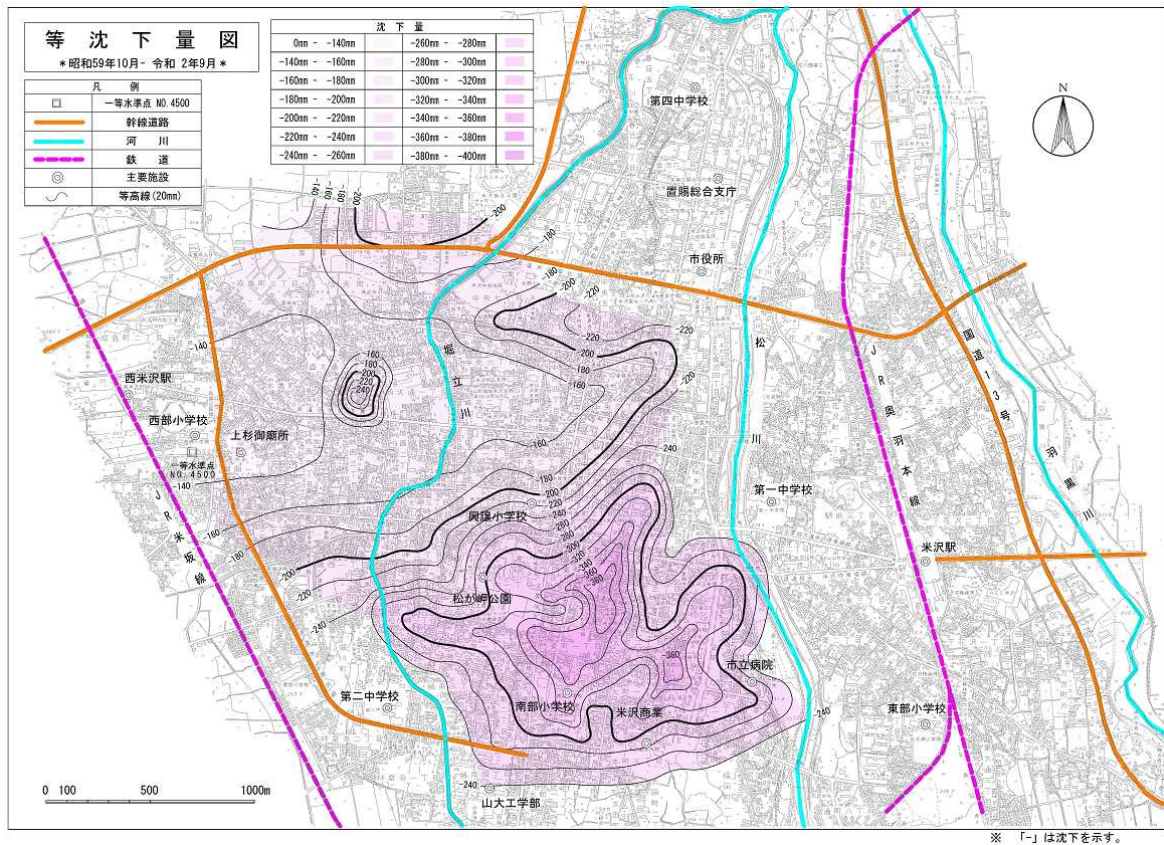


図 2-1 累積等沈下量図（昭和 59 年 10 月～令和 2 年 9 月）

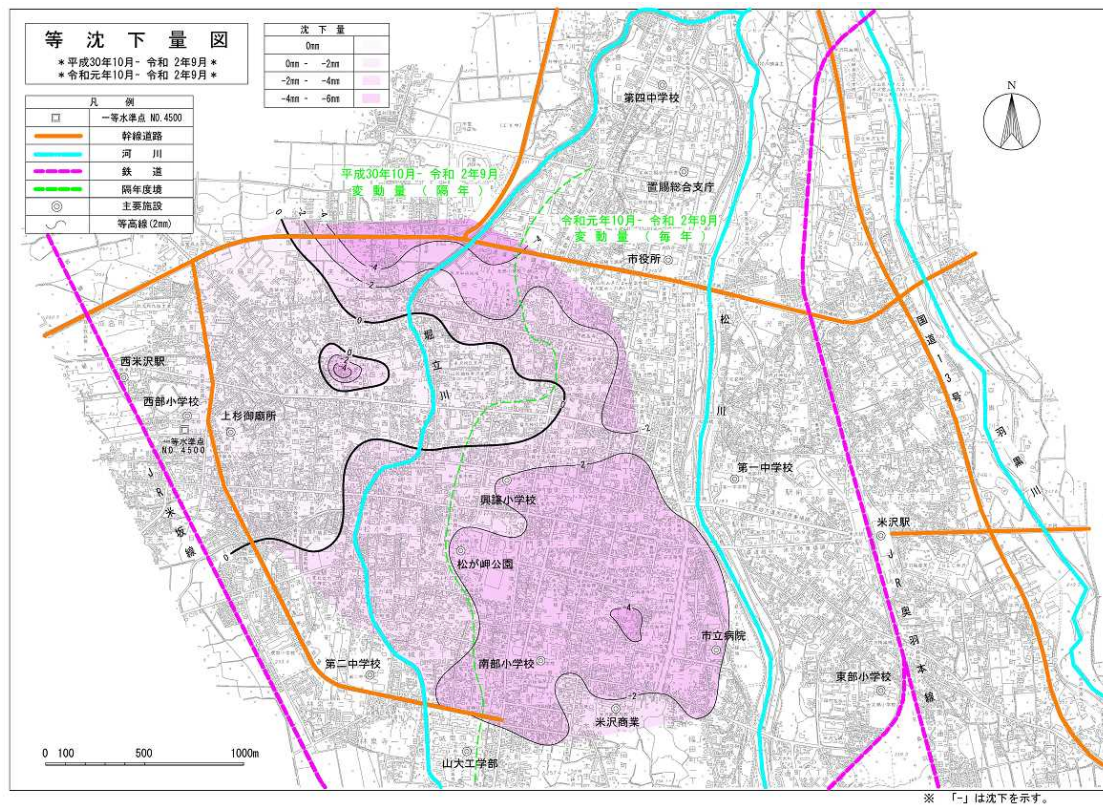


図2-2 年間等沈下量図（平成30年10月～令和2年9月）（中央）
 （令和元年10月～令和2年9月）（西）

(7) ダイオキシン類

わが国では、ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

令和2年度は、本市の1地点で山形県が土壌についてダイオキシン類調査を実施しています。その結果、環境基準を達成しています。

【ダイオキシン類による汚染に係る環境基準】

媒 体	基準値
大気	年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質	年平均値が1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

注）基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。

【ダイオキシン類測定結果】

媒 体	測定場所	測定値
土壌	直江堤公園	2.5pg-TEQ/g

出典：「令和2年度山形県の大気・水環境等の状況」

(8) 放射能濃度・放射線量

本市では、市内道路側溝汚泥の放射能濃度及び空間放射線量を測定しています。令和2年度の道路側溝汚泥中の放射能濃度は、本市が受け入れている災害廃棄物等の埋立て基準値である1kg当たり4,000ベクレル（国の基準値は1kgあたり8,000ベクレル）を下回っています。また、空間放射線量についても周辺の放射線量と変わらず、人体の健康に影響のあるレベルではありません。

（９）公害等に関する苦情相談の状況

本市では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害等に関する苦情相談を受け付けています。

公害等に関する苦情相談は、以前は悪臭に関するものが大半を占めており、平成 21 年度には 909 件中、746 件（82.1 %）が悪臭に関する苦情です。

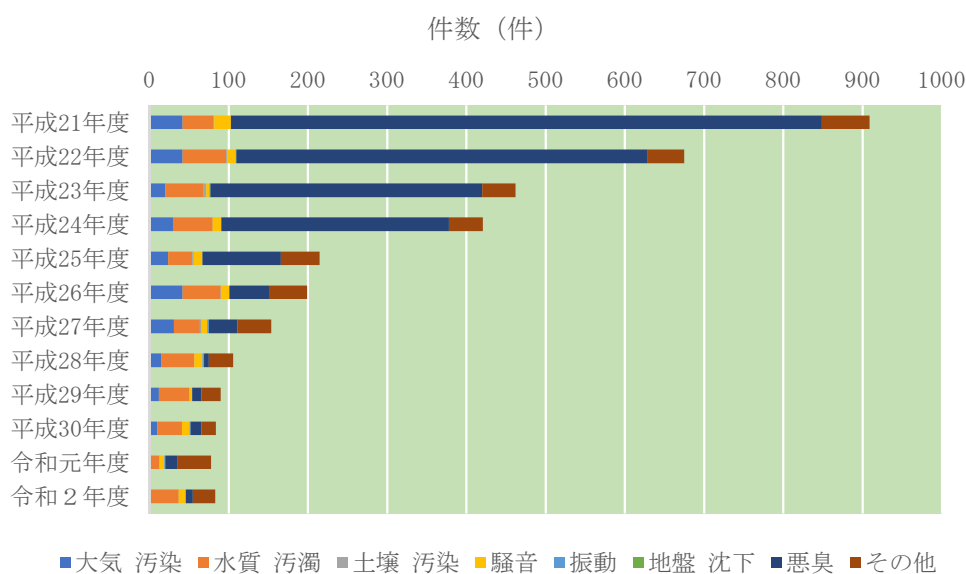
平成 21 年度以降、悪臭に関する苦情の件数は減少傾向にあり、令和 2 年度は 9 件（苦情全体の 10.8 %）です。

悪臭以外の苦情では、水質汚濁が 37 件、騒音が 9 件、その他（不法投棄、害虫駆除、フン公害、井戸の枯渇など）が 28 件です。

【公害等に関する苦情相談件数の推移】

年 度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
平成 21 年度	42	39	1	21	0	0	746	60	909
平成 22 年度	42	55	1	11	0	1	519	46	675
平成 23 年度	20	48	4	4	0	1	343	42	462
平成 24 年度	30	50	0	11	0	0	287	43	421
平成 25 年度	24	30	2	11	0	0	99	49	215
平成 26 年度	42	48	1	10	0	0	50	48	199
平成 27 年度	31	33	2	7	2	0	36	43	154
平成 28 年度	15	42	0	10	1	1	6	31	106
平成 29 年度	12	38	1	3	0	0	12	24	90
平成 30 年度	10	31	0	10	1	0	14	18	84
令和元年度	0	13	0	6	1	0	15	43	78
令和 2 年度	0	37	0	9	0	0	9	28	83

出典：「米沢市の水環境」



【公害等に関する苦情相談件数の推移】

出典：「米沢市の水環境」

6 文化財・景観

(1) 文化財

本市は、江戸時代に上杉景勝が越後、会津を経て入封して以来、「上杉の城下町」として栄え、「米沢藩主上杉家墓所」、「上杉治憲敬師郊迎跡」などの国指定史跡や、国宝「上杉本洛中洛外図屏風」、「上杉家文書」などの文化財が多く残されています。

令和3年度現在、国・県・市で指定・登録する文化財が合計 142 件あります。

【市内の指定・登録文化財数】

区 分		有形 文化財	民俗 文化財	記念物	合計
国指定文化財	国宝	2 件	0 件	0 件	2 件
	重要文化財	22 件	0 件	0 件	22 件
	重要有形文化財	0 件	1 件	0 件	1 件
	史跡・名勝・天然記念物	0 件	0 件	5 件	5 件
国登録有形文化財		20 件	0 件	0 件	20 件
県指定文化財		28 件	1 件	4 件	33 件
市指定文化財		30 件	18 件	11 件	59 件
合 計		102 件	20 件	20 件	142 件

出典：「文化財一覧」

(2) 草木塔

本市をはじめ、置賜地域に多く見られる草木塔は、「草木塔」、「草木供養塔」などの碑文が刻まれた石碑です。草木塔は、本市の田沢地区が発祥の地とされ、江戸時代に建立された古い草木塔は全国で 35 基が確認されており、そのうち 32 基が置賜地域に残されています。本市では、江戸時代に建立された 17 基すべての草木塔を市の有形民俗文化財に指定しています。

【本市指定文化財の草木塔】

指定	種 別	文化財の名称
市	有形民俗文化財	塩地平の草木塔
		白夫平の草木塔
		上屋敷の草木塔
		大代原の草木塔
		上中原の草木塔
		大明神沢の草木塔
		赤芝の草木塔
		戸長里の草木塔
		糸畔の草木塔
		大荒沢の草木塔
		下中原の草木塔
		神原の草木塔
		下の町の草木塔
		赤浜の草木塔
		小野川の草木塔
		刈安の草木塔
		梓山の草木塔

出典：「文化財一覧」



草木塔

(3) 景観・美観

本市の南側に広がる吾妻連峰は、大部分が磐梯朝日国立公園に指定されており、四季折々の自然景観に恵まれています。また、市街地には、上杉縁の名所、旧跡等の文化財をはじめとする歴史・文化的景観資源が数多く残されています。

これら歴史・文化の景観資源の活用と、美しい自然景観の保全・育成により、本市独自の景観づくりを行うため、平成22年4月に「米沢市景観条例」を施行するとともに、「米沢市景観計画」を策定しました。

1) 景観形成重点地区

本市では、重点的に景観誘導を行う地区を景観形成重点地区として指定し、地区内において景観に配慮する事項を景観形成デザインガイドに示しています。

令和2年度末現在、松が岬公園周辺地区、米沢駅周辺地区、上杉家廟所周辺地区、小野川地区の4地区が景観形成重点地区に指定されています。

【景観形成重点地区】

名 称	概 要
松が岬公園周辺地区	松が岬公園周辺地区内には、上杉神社、松岬神社、上杉記念館などの歴史施設、上杉城史苑、伝国の杜などの観光集客施設、児童会館、座の文化伝承館などの文教施設が集積しており、市内外から多くの人々が訪れています。
米沢駅周辺地区	米沢駅周辺地区は、本市及び山形県の南の玄関口であり、また、本市を代表する商店街のひとつです。そこで駅舎及び駅前広場、住之江橋及び一中之などの景観特性に配慮しながら住民、事業者、行政が協働し、新しい時代にマッチした活気あふれる景観づくりを進めていく必要があります。
上杉家廟所周辺地区	上杉家廟所は上杉家歴代藩主の墓所であり、上杉家の歴史を色濃く今に伝える場所として、米沢市ひいては旧米沢藩領であった置賜3市5町の誇りです。これまでの歴史に敬意を持ち、住民、事業者、行政が協働し、上杉家廟所にふさわしい歴史性が色濃く感じられる美しく魅力のある和風のまちなみづくりを進めていきます。
小野川地区	小野川地区は、小野川温泉を中心としたまちなみが広がり、周辺を山々に囲まれたホタル舞う自然豊かな地区です。これまでは、温泉・観光関係者が積極的な観光まちづくりを展開し、観光業の活性化が進められてきました。これからは、住民、事業者、行政が協働して小野川の魅力を発見して、まちなみに磨きを掛け、育てる景観まちづくりを展開します。

出典：「米沢市景観計画」

2) 景観重要建造物・景観重要樹木

本市では、景観法に基づく景観重要建造物・樹木を指定し、地域景観の核として維持し、保全を図り、継承しています。

令和2年度末現在では、西屋旅館、笹野観音堂及び関連伽藍が景観重要建造物に、万歳の松が景観重要樹木にそれぞれ指定されています。

【景観重要建造物・樹木】

区 分	名 称	指定年月日
景観重要建造物	西屋旅館	平成 23 年 7 月 5 日
	笹野観音堂及び関連伽藍	平成 24 年 6 月 25 日
景観重要樹木	万歳の松	平成 22 年 4 月 1 日

出典：「米沢市景観条例・米沢市景観計画」



西屋旅館



笹野観音堂及び関連伽藍



万歳の松

3) 眺望景観資産

山形県では、地域を代表するような良好な眺めを将来の世代に引き継いでいくために、山形県景観条例第 26 条に基づき眺望景観資産として指定しています。本市は、平成 28 年 3 月「御成山公園からの米沢盆地とそれを取りまく山々の眺め」が指定を受けました。



御成山公園からの眺望

4) 米沢市景観賞

本市では、まちなみに調和し、まちの魅力を高める優れたデザインの建築物等やまちなみ景観への配慮が感じられる地域の活動を「米沢市景観賞」として表彰しています。

米沢市景観賞は現代部門、残したい建物部門、まちなみ部門があり、残したい建物部門受賞建築物については、景観重要建造物・樹木とともに維持管理について助成しています。

【米沢市景観賞受賞建築物】

年度	応募 件数	受賞 件数	受賞建築物
平成 27 年度	15 件	5 件	(現) レジデンス TOMO 城南 13、滝湯 (残) 粉名屋小太郎、堀内織物有限会社、永井長吉宅
平成 28 年度	6 件	3 件	(現) レジデンス TOMO 本町 18、ufu ufu FARM (残) 株式会社 新田
平成 29 年度	6 件	3 件	(現) レジデンス TOMO 林泉寺 14 (残) 古民家「孫太郎」、鷹山堂
平成 30 年度	7 件	4 件	(現) 村正アルカディアオフィスビル・NEC エンベデッドプロダクツ株式会社米沢事業所、cafe+gallery 青田風 (残) 米沢興譲教会、日乃本帆布米沢本店
令和元年度	3 件	3 件	(現) 米沢市医師会館、Little Cottage Garden Café (残) 山形屋染物店

出典：「令和 2 年版 市政の概要」

※これまでの受賞数[平成 11 年度（第 1 回）～令和元年度（第 21 回）]

現代部門：46 件、残したい建物部門：29 件、まちなみ部門：1 件 合計：76 件

7 環境教育・活動

(1) 環境教育

豊かな自然環境や快適な生活環境を守るためには、環境に配慮した生活や責任ある行動を取ることができる、人と自然にやさしい人間性を養うことが求められています。

山形県では、県内で環境学習施設の見学や環境学習講座等を通じて環境学習を支援している企業やNPOなどの民間団体を「環境学習支援団体」として認定しています。本市では、NEC パーソナルコンピュータ株式会社 米沢事業場、株式会社ニューテックシンセイの2団体が認定されています。

【本市の環境学習支援団体】

団体名	学習のポイント	学習の概要
NEC パーソナルコンピュータ株式会社 米沢事業場	工場見学で、様々な環境への取組みを学習	パソコンなどの製品における環境配慮や、工場・オフィスとしての廃棄物の分別、生ごみリサイクル、省エネルギー等の取組状況の見学を通じて、環境に配慮した事業活動のあり方について学習します。
株式会社 ニューテックシンセイ	地元広葉樹の未利用材から作った木製ブロックの加工見学や木製ブロックを使ったワークショップ	・地元の間伐材などの未利用材（無垢材）の角材から木製ブロックになるまでの工程を見ながら、森林資源保全の大切さや未利用材の活用について学ぶことができます。 ・木製ブロックを使ったワークショップ（工作体験）ができます。

出典：「山形県環境学習支援団体活用ハンドブック（令和2年3月改訂版）」

また、本市及び周辺には、主要な環境教育関連施設として、よねざわ昆虫館（三沢コミュニティセンター）、置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター^{注)}、米沢浄水管理センターの3施設があります。

【本市の主要な環境学習施設】

施設名	施設の概要
よねざわ昆虫館（三沢コミュニティセンター）	山谷昆虫コレクション約10万点の保管・展示
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター ^{注)}	ごみ焼却施設の見学、プラスチック製容器包装及びペットボトルの手選別工程の見学
米沢浄水管理センター	下水道終末処理場の施設見学

出典：「県内の主な環境学習・見学施設」

注) 千代田クリーンセンターは、隣接する高畠町に設置されていますが、本市は置賜広域行政事務組合の構成市町であるため、参考として掲載しました。

さらに本市では、平成 28 年から次代を担う小学生及び中学生向けに地球温暖化問題に対する子ども達の理解と関心を深めることを目的として地球温暖化防止講演会を実施しています。

【地球温暖化防止講演会実施状況】

年度	実施校	参加者数(人)
平成 28 年度	興譲小学校、南部小学校、南原小学校、六郷小学校、第一中学校、第二中学校	410
平成 29 年度	東部小学校、北部小学校、関小学校、塩井小学校、第三中学校、第四中学校	471
平成 30 年度	西部小学校、愛宕小学校、三沢東部小学校、窪田小学校、第五中学校、第六中学校	333
令和元年度	万世小学校、上郷小学校、第七中学校	178
令和 2 年度	松川小学校、広幡小学校、関根小学校 三沢西部小学校、第二中学校	239



小学校での講演会の様子



中学校での講演会の様子

(2) 環境活動

本市では、市民、事業者、行政との連携により、花と樹木におおわれたまちづくり計画、米沢みちサポーター事業といった環境活動が実施されています。

【主な環境活動】

活動	活動の概要
花と樹木におおわれたまちづくり計画	市全体が「花と樹木におおわれたまち米沢」となることを目指し、30 年を計画期間として「未来に残そう緑の米沢」をテーマにまちなかに花と樹木を積極的に植栽する計画です。花と樹木を活かした協働のまちづくりによって、更に美しい共有の財産として後世に残します。
米沢みちサポーター事業	米沢市が管理している道路の美化を目的に、歩道や植樹帯などに花苗を植栽し、清掃や除草などの維持管理を行います。

第3章 第3期米沢市環境基本計画の中間評価・見直し

1 望ましい環境像

環境は長い歳月をかけて育むべきものであり、より良い環境の保全と回復に向け、取組を長期的な視点を持って推進していく必要があります。

このことから本計画では、当初計画の環境像を引き続き踏襲し、次のとおりとします。

豊かな自然に抱かれ
人と環境にやさしく
快適で美しいまち

各主体（市民・事業者・行政）の協力のもとに、豊かな自然環境と共生し、歴史・文化の薫りを維持しながら、すべての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として良好な環境の中で市民生活が営まれ、市民一人ひとりが住みよいと感ずることができる環境となるように努めていきます。

2 基本理念

望ましい環境像への道筋を本市と市民で共有するため、基本理念を次のとおり設定します。

【カーボンニュートラルと省資源・リサイクル社会の推進、自然環境・生活環境の保全】

3 環境目標及び基本方針

望ましい環境像を実現するために、次の3つの環境目標を設定し、基本方針に沿って施策を展開します。

環境目標	基本方針
1 持続可能な脱炭素社会と資源循環型社会の形成	地球環境問題のうち、増えすぎた温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）の影響により地球全体の気温が上昇する地球温暖化は、海水面の上昇（陸地の減少）、天候不順（豪雨や干ばつ）、農作物への影響など、私達の生活に大きな被害を及ぼす可能性が極めて高いと言われています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書は、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」としており、世界各国での地球温暖化防止への取組が重要になります。国は、2050年までの温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることを目標としており、さらに2030年に温室効果ガスの排出量を2013年度と比較して46%削減することを目指しています。

	国では天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を目指し、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の総合的向上を掲げた上で、重要な方向性として「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて 2050 年までに国が講ずべき施策を示しています。 本市はこれらの状況を踏まえ、「米沢市ゼロカーボンシティ宣言」の目標である 2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、地球温暖化防止に向けた取組を実施し、脱炭素社会の形成を推進することに加え、廃棄物の発生抑制、資源の再生利用及び廃棄物の適正利用を図ることにより、資源循環型社会の形成を推進します。
2 自然と共生し、すこやかな生活環境が保たれ、潤いと安らぎがあるまちの形成	近年、開発や過剰な採取、里地里山・田園地域への働きかけの減少、外来種の侵入や持ち込み及び地球温暖化等の気候変動といった要因により、生物多様性の損失や劣化が発生しています。本市は、国や山形県の生物多様性に関する施策に沿いながら、森林や里地里山の保全や再生に取り組むことで生物多様性の保全を推進していきます。 また、事業活動から生じる騒音・振動、水質汚濁、悪臭、地盤沈下などの公害に関する問題、日常生活から生じるこれらに類する問題、ごみの不法投棄、不適正処理やペットの糞の放置なども含めた地域環境問題については、法令等における規制基準の遵守や環境基準の達成をはじめ、一人ひとりのマナーやモラルの向上を図ることにより、安全・安心ですこやかな生活環境の保全を推進します。 さらに、市街地における緑化や公園などの整備、歴史的・文化的資源の保全、美しい景観の形成をとおして、日常生活における潤いと安らぎの空間を保全・創造することを推進します。
3 市民（事業者）が主体的に活動しやすい環境の形成	この計画を含め、環境に関する施策を推進していくためには、一人ひとりが地球環境や地域環境の重要性を認識し、行動することが大切です。 また、多くの人が環境意識を持って行動することが、環境ボランティア団体などの各種団体による活動の拡大に繋がります。このような環境に関する認識を深めることや活動を行うためには、環境に関するさまざまな情報が必要不可欠であり、環境に関する学習や将来に引き継いでいくための教育が重要です。本市は、環境に関する施策や各種団体支援制度などの情報を収集し、それらの情報を発信する取組や環境学習・教育をとおして、事業者や各種団体を含め、市民が主体的に活動しやすい環境の形成を推進します。

4 基本施策

基本施策については第5章に記載していますので参照してください。

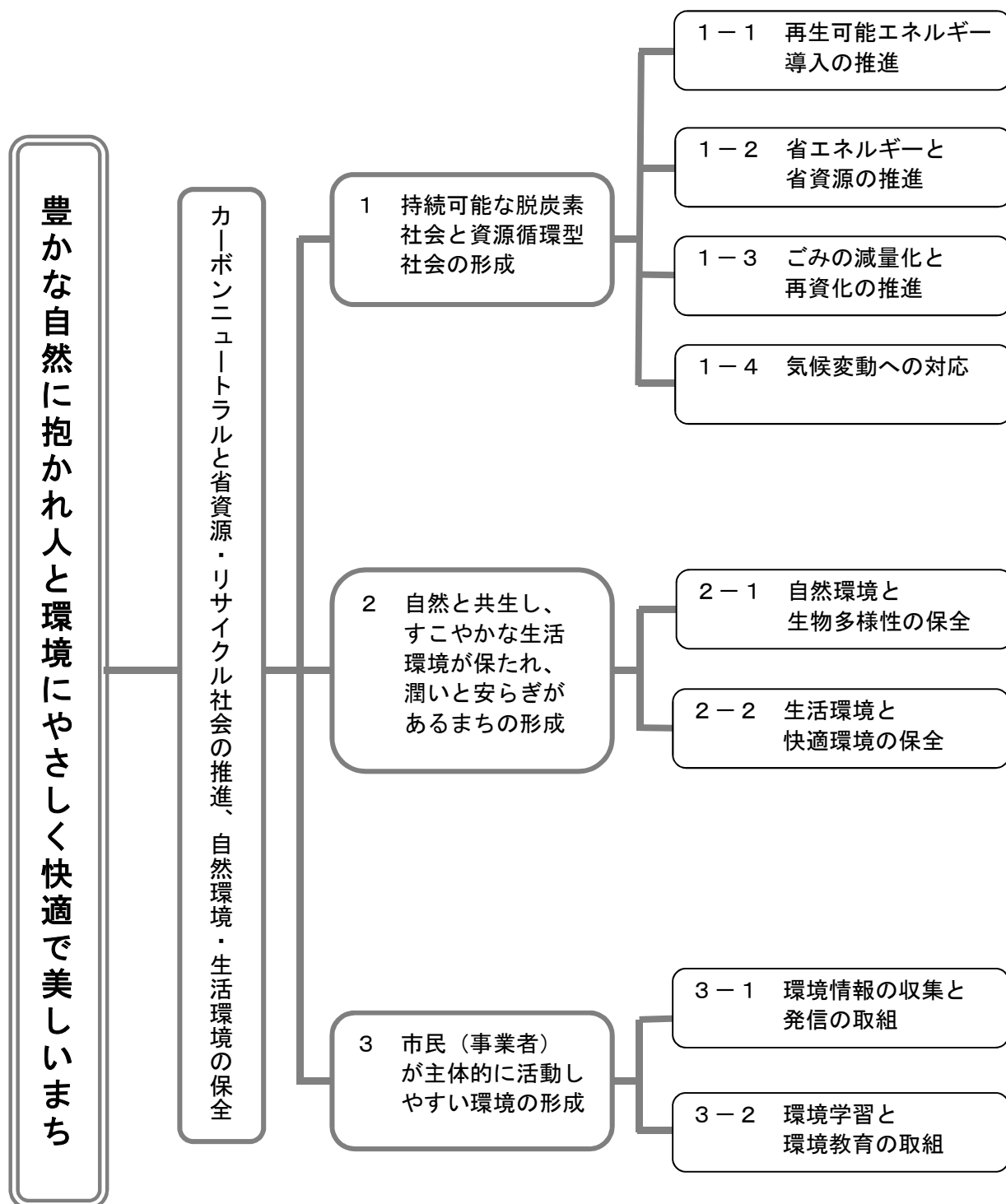
5 施策の体系

今回の中間見直しでは、当初計画の環境目標や基本施策を基本的に踏襲しますが、望ましい環境像への道筋を本市と市民とで共有するため、【基本理念】を施策の体系に加えます。また、社会経済情勢の変化に対応するため、環境目標の「低炭素」を「脱炭素」に変更し、基本施策に「気候変動への対応」を追加します。

【望ましい環境像】 【基本理念】

【環境目標】

【基本施策】



6 基本施策とSDGsとの関わり

各基本施策とSDGsとの関係性は次のとおりです。

環境目標	基本施策	持続可能な開発目標のゴール(SDGs)
環境目標 1 持続可能な脱炭素社会と資源循環型社会の形成	「1-1 再生可能エネルギー導入の推進」 (P 69 参照)	     
	「1-2 省エネルギーと省資源の推進」 (P 70 参照)	 
	「1-3 ごみの減量化と再資源化の推進」 (P 72 参照)	       
	「1-4 気候変動への対応」 (P 73 参照)	     
環境目標 2 自然と共生し、すこやかな生活環境が保たれ、潤いと安らぎがあるまちの形成	「2-1 自然環境と生物多様性の保全」 (P 75 参照)	   
	「2-2 生活環境と快適環境の保全」 (P 77 参照)	    
環境目標 3 市民（事業者）が主体的に活動しやすい環境の形成	「3-1 環境情報の収集と発信の取組」 (P 82 参照)	 
	「3-2 環境学習と環境教育の取組」 (P 83 参照)	  

7 本計画の目標値の現況

本計画の進行管理を行うためには、基本施策の達成状況を表す指標が必要であり、その指標及び目標値は次のとおりです。令和2年度末の状況については、全23項目中11項目が目標値に到達していない状況となりました。

基本施策1－1 再生可能エネルギー導入の推進

目標達成の指標	計画策定時の 実績値 (H26)	中間見直し時 の実績値 (R2)	計画策定時の 目標値	達成状況 (○は達成)
地域森林資源の利用材積 (森林農村整備課)	10 m ³	93.3 m ³	200 m ³ (R7)	未達成
市役所から排出される温室 効果ガス削減率 (平成26年度比) (環境生活課)		9.1%減	4.9%減 (R2)	○
浄水管理センターにおける 消化ガス利用率 (下水道課)	60～70%	88.8%	100% (R7)	未達成
ホームページにおける環境 情報専用ページのアクセス 件数 (環境生活課)		16,920 件/年	3,500 件/年 (R2)	○

基本施策１－２ 省エネルギーと省資源の推進

目標達成の指標	計画策定時の 実績値 (H26)	中間見直し時 の実績値 (R2)	計画策定時の 目標値	達成状況 (○は達成)
電気自動車用急速充電器設置箇所数（地域振興課）	4 箇所	5 箇所	5 箇所 (R7)	○
循環バスの平均乗車人数 (地域振興課)	①13.6 人/便 米沢市街地循環路線右回り ・ 左回り ②8.3 人/便 市街地循環路線バス南回り 路線	①8.4 人/便 ②7.0 人/便	①15.2 人/便 (R2) ②10.3 人/便 (R2)	未達成

基本施策１－３ ごみの減量化と再資源化の推進

目標達成の指標	計画策定時の 実績値 (H26)	中間見直し時 の実績値 (R2)	計画策定時の 目標値	達成状況 (○は達成)
浄水管理センターにおける 汚泥排出量及び再資源化率 (下水道課)	①汚泥排出量 0.20 kg/m ³ ②再資源化率 50.2%	①0.12 kg/m ³ ②70.4%	①0.1 kg/m ³ (R7) ②80% (R7)	未達成
ごみ総排出量 (環境生活課)	28,034 t	26,479 t	25,000 t (R7)	未達成
農業用使用済みプラスチック回収量（農政課）	42.7 t	39.3 t	45t (R7)	未達成
ごみのリサイクル率 (環境生活課)	12.5%	12.3%	15.2%以上 (R7)	未達成

基本施策２－１ 自然環境と生物多様性の保全

(1) 里地里山の保全と再生の取組

目標達成の指標	計画策定時の 実績値 (H26)	中間見直し時 の実績値 (R2)	計画策定時の 目標値	達成状況 (○は達成)
総面積に対する有機農業取 組面積(%) (農政課)	20%	35%	30%※ (R7)	○
再利用が可能な耕作放棄地 の面積 (農政課)	619.57a	647.95a	589.57a (R7)	○
森林整備面積 (森林農村整備課)	70ha	196ha	150ha (R7)	○

※米沢市農業振興計画の計画期間が平成27年度から令和6年度までのため、令和6年度までは30%を目標値として継続し、計画期間後に目標を再設定します。

(2) 森林の整備や湿地などの保全の取組

目標達成の指標	計画策定時の 実績値 (H26)	中間見直し時 の実績値 (R2)	計画策定時の 目標値	達成状況 (○は達成)
地元産材を利用した公共施 設数(累計) (森林農村整備課・建築住 宅課) ※	5件	13件	7件 (R2)	○

※公共施設：三沢東部小学校体育館、松川コミュニティセンター、中部コミュニティセンター、三沢西部小学校、第四中学校、いこいの家、市立米沢図書館（ナセBA）、道の駅米沢、北部小学校、市役所庁舎、上郷コミュニティセンター、すこやかセンター、窪田コミュニティセンター

基本施策 2-2 生活環境と快適環境の保全

(1) 大気、水、土壌などの生活環境保全の取組

目標達成の指標	計画策定時の 実績値 (H26)	中間見直し時 の実績値 (R2)	計画策定時の 目標値	達成状況 (○は達成)
下水道施設(管渠)の面整備率(下水道課)	79.6%	80.6%	80.9% (R2)	未達成
下水道処理人口普及率(下水道課)	63.3%	65.1%	66.7% (R2)	未達成
合併処理浄化槽普及率(下水道課)	15.3%	22.6%	15.2% (R2)	○
自動車騒音に係る環境基準達成率(環境生活課)	99.1%	99.9%	100% (R7)	未達成
公害苦情件数(環境生活課)	199 件	83 件	150 件以下 (R2)	○
不良住宅除却促進事業における除却件数の累計(建築住宅課)	1 件	24 件	18 件 (R2)	○

(2) 景観、文化財保全の取組

目標達成の指標	計画策定時の 実績値 (H26)	中間見直し時 の実績値 (R2)	計画策定時の 目標値	達成状況 (○は達成)
小中学生対象の風景画応募数(都市計画課)	134 件	—※	134 件以上 (R2)	—※

※平成 29 年度の事務見直しにより、本事業は終了したため「中間見直し時の実績値」と「達成状況」は「—」です。

基本施策３－２ 環境学習と環境教育の取組

目標達成の指標	計画策定時の 実績値 (H26)	中間見直し時 の実績値 (R2)	計画策定時の 目標値	達成状況 (○は達成)
再生可能エネルギー等導入 推進事業で太陽光発電シス テムを設置した小学校全校 における新エネルギー教室 の開催率（地域振興課）		100%	100% (R7)	○
市内小中学校における環境 教育の実施率 (環境生活課)		100%	100% (R7) (市内小中学校 で1回実施)	○

8 成果指標と目標値の見直し

社会経済情勢の変化や令和2年度の目標達成状況等を踏まえた上で、本計画をより市民に伝わりやすいものとするため、指標と目標値の見直しを行いました。（第5章に記載）

第4章 重点プロジェクト

施策の展開方向の中で、本市の特性や地域課題等を踏まえ、重点的に推進すべき施策に「**木質バイオマスの利活用の推進**」を設定します。

本市の豊かな森林資源を生かし、現在その利活用が十分とは言えない木質バイオマスをカーボンニュートラルなエネルギーとして積極的に利活用します。

本市の美しい自然景観、自然環境を守りながら、森林の再生、地球温暖化防止、生物多様性の保全、エネルギーの地産地消による地域内経済循環に波及し、地域の活性化へ結びつく施策展開を図ります。

1 背景

バイオマス（動植物に由来する有機物である資源）は燃料としてエネルギー利用した場合、排出される二酸化炭素の量と生長の過程で吸収した二酸化炭素の量の収支が0（ゼロ）であるという特性（カーボンニュートラル）があり、太陽光発電や、風力発電とともに再生可能エネルギーの一つに認定されています。そのうち、木材からなるバイオマスを木質バイオマスと呼び、未利用の切り捨て間伐材（林地残材）や、製材所残材といった森林資源が木質バイオマス燃料として利用されています。

我が国の森林資源についてみると、かつて、戦中の必要物資や戦後の復興資材を確保するために大規模な森林伐採が行われたことから、荒廃した国土を緑化するために、伐採跡地への植林が進められてきました。特に、昭和30年代（1950年代半ば）以降には、薪炭林等の天然林を人工林に転換する「拡大造林」が進められ、早期に森林を造成して国土の保全や水源の涵養を図ることができ、経済的価値も見込めるスギ、ヒノキ等の針葉樹を中心に人工林が造成されました。その結果、我が国の森林の蓄積は、平成24年に約49億 m^3 と、同程度の国土面積を持つドイツ連邦共和国と比べて約3倍となっており、量的には充実している状況にあります。

これらの人工林は、間伐など適切な施業を継続して行われており、資源として本格的な利用が可能となる段階を迎えています。

本市においても、豊富な森林資源が存在しており、林地残材や製材所残材のほか、人工林（大半をスギが占めています。）の適正な管理を行う上で発生する間伐材、里山の整備などによる落葉広葉樹材など、相当の賦存量が見込まれます。しかし、木材価格の低迷等により林業の経営が厳しい状況にあることから、間伐・保育等が適正に実施されていない森林の増加や、森林病虫害の被害等による森林の荒廃が進んでおり、森林資源が十分に利活用されていない状況にあります。

これらのことから、本市における地球温暖化対策を推進するとともに、林業・木材産業を活性化するために、切り捨て間伐材、製材所残材といった森林資源である木質バイオマスを有効に利活用していくことが重要です。

本市は、山形県内で年間利用可能な賦存量（林地残材量）の多い市町村3位であり、県内でも木質バイオマス賦存量の多い地域です。

山形県内市町村における利用可能な林地残材賦存量（単位：G J／年）

順位	市町村名	潜在賦存量 注1)	期待可採量 注2)
1	鶴岡市	22,957,698	875,655
2	小国町	16,670,126	353,452
3	米沢市	9,711,075	236,296
4	西川町	8,569,862	269,097
5	真室川町	7,228,698	242,221
6	飯豊町	7,024,671	139,952
7	尾花沢市	6,431,699	192,827
8	酒田市	6,282,955	273,800
9	最上町	6,111,060	194,158
10	戸沢村	5,190,046	144,526

資料：山形県「緑の分権改革」推進事業委託業務調査報告書（平成23年）

注1）理論的に算出する潜在的なエネルギー資源量であり、種々の制約条件は考慮に入れない量

注2）エネルギーの採取における技術的・社会的制約条件を考慮に入れた量（ただし、需給バランスは考慮しない。）

2 本市の森林資源利活用推進の取組

本市の木質バイオマスのエネルギー利用については、平成25年度から平成28年度まで薪ストーブ、ペレットストーブ等の購入に対する助成を行い、同時に県の助成事業を活用して木質バイオマスエネルギーを利用した燃焼機器の普及に努めてきました。

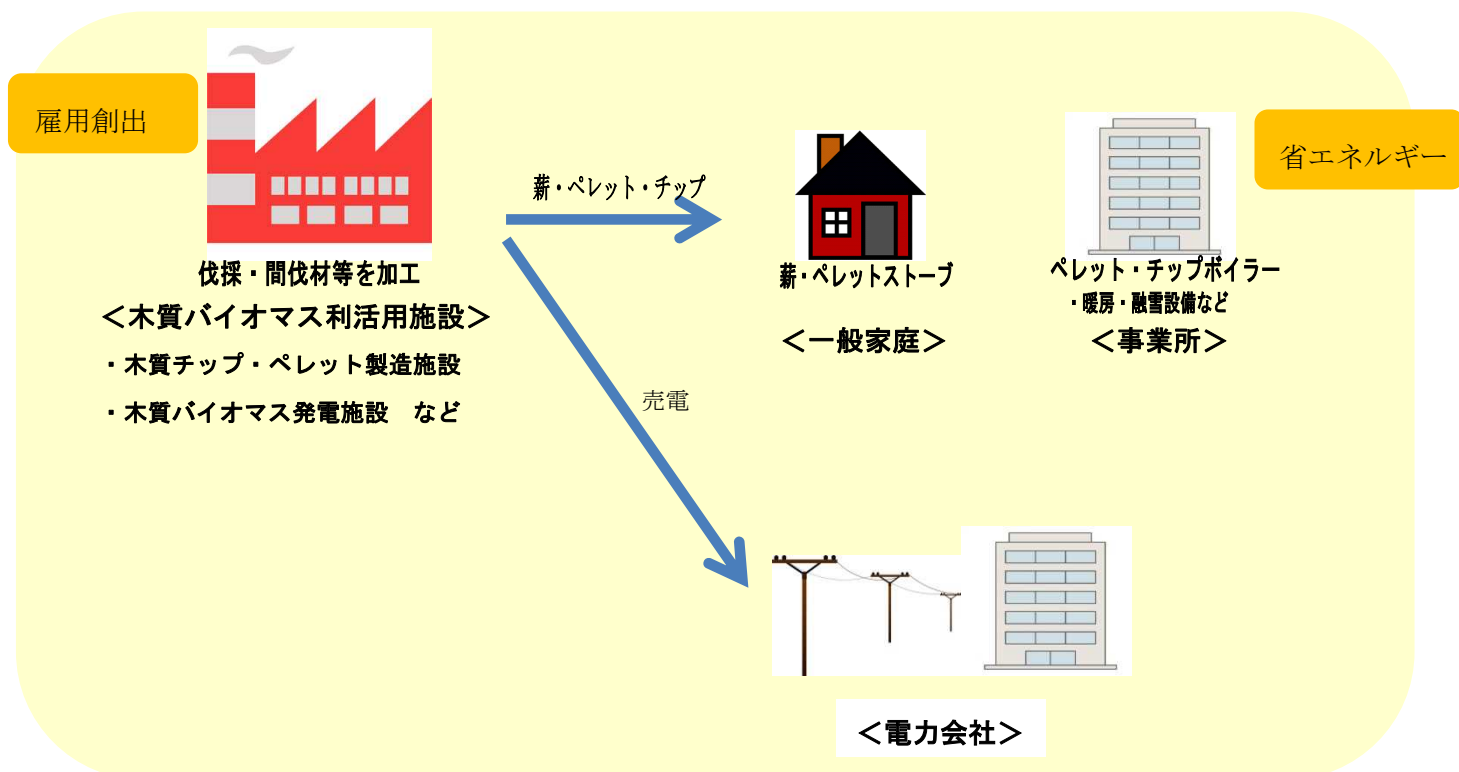
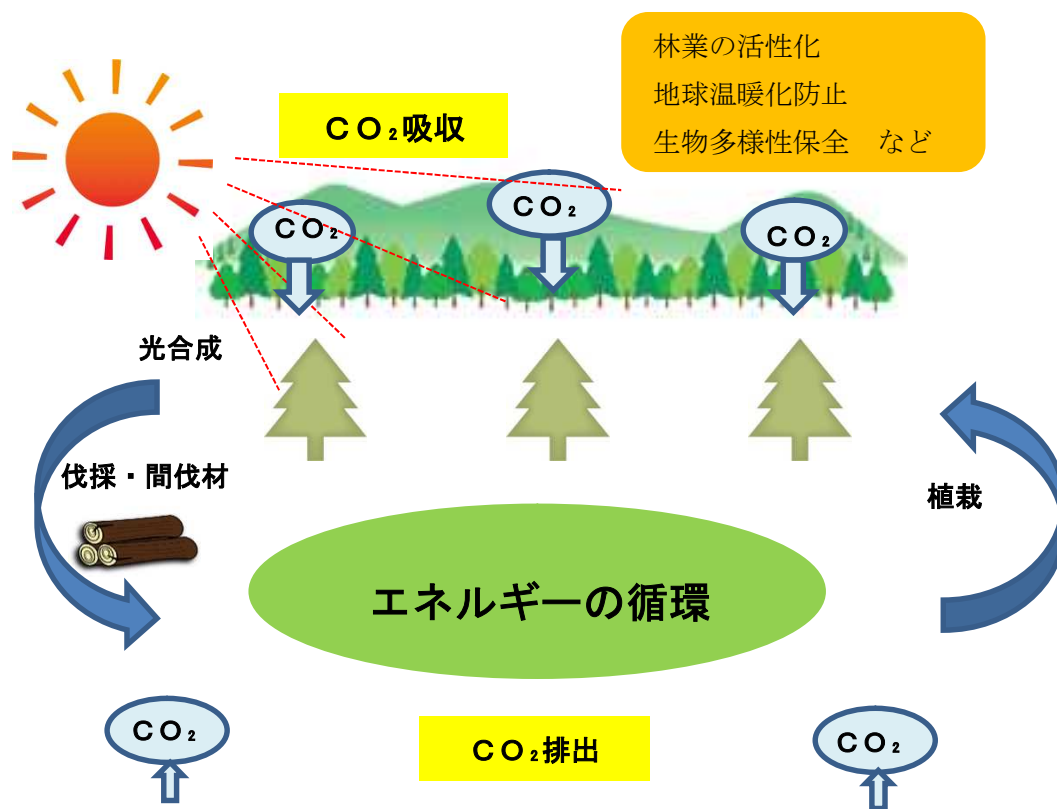
また、皆伐後の再造林や苗木の確保を進めていくためには、強固な林業生産基盤が不可欠であることから、地産木材を使用した住宅の建築（新築・増改築）に対する補助事業を平成20年度から実施しているほか、平成25年3月に策定した「米沢市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」を基に、地域のコミュニティセンター建替時等には、積極的に地産木材を利用していくなど、本市の林業の活性化を推進しています。

3 想定される波及効果

木質バイオマスはカーボンニュートラルという特性を持つだけでなく、利活用に伴う森林整備により二酸化炭素の吸収源が確保され、地球温暖化防止の効果が生まれます。

また、里地里山の保全が進むことでそこに生息する生物の多様性が保護され、産業としての林業が活性化することで雇用創出などの波及効果が期待できます。

期待される波及効果		
①再生可能エネルギーの推進	⑤省エネルギー	⑨生物多様性保全
②エネルギーの地産地消による経済効果	⑥資源循環	⑩野生鳥獣被害対策
③地球温暖化防止	⑦森林整備	⑪雇用創出
④二酸化炭素の森林吸収源の確保	⑧里地里山保全	⑫防災対策



【木質バイオマス利活用の例】

第5章 施策の内容

環境目標 1 持続可能な脱炭素社会と資源循環型社会の形成

基本施策 1－1 再生可能エネルギー導入の推進

エネルギーの地産地消とグリーンイノベーション（再生可能エネルギーの導入拡大等を通じた産業振興）の実現を目指し、地域の特性に応じた地域共生型の再生可能エネルギーの導入及び導入のための調査、研究を推進します。

施策での取組

<重点プロジェクト>木質バイオマス利活用の推進

- ① 脱炭素・資源循環型社会と自然共生社会の構築に向け、木質バイオマスの利活用を推進します。
担当課：地域振興課、環境生活課、商工課、森林農村整備課
- ② 木質バイオマスを燃料とする薪ストーブ、ペレットストーブやチップボイラーの普及を促進します。
担当課：森林農村整備課

再生可能エネルギー導入の推進

- ③ 国や県のエネルギー政策の動向を注視しながら、地域の特性に応じた地域共生型の再生可能エネルギーの導入に取り組む事業者と地域との調整や助言を行います。
担当課：地域振興課
- ④ 公共施設を新設又は改修する場合は、省エネ化を図り、再生可能エネルギーを積極的に活用し、持続可能で環境負荷の少ない施設整備を推進します。
【再掲】1-2
担当課：環境生活課、施設を所管する課
- ④－1 米沢浄水管理センターにおける汚泥処理の際に発生するメタンガスを主成分とする消化ガスについて、現在、熱利用による使用率が60～70%であるため、ボイラー以外の利用方法を検討し、利用率を向上すると共に、汚泥濃度高濃度化等による消化ガス発生促進を行い再生可能エネルギー利用の促進に努めます。
担当課：上下水道部下水道課

基本施策 1－2 省エネルギーと省資源の推進

環境に配慮した機器などの製品・設備の購入や導入、省エネルギー・省資源を意識した冷暖房や照明、印刷用紙を使用するなど、家庭生活や事業活動における省エネルギー・省資源活動に関する情報提供や普及啓発を図り、本市における省エネルギー・省資源を推進します。

施策での取組

地球温暖化対策の推進

- ① 温室効果ガスの排出削減対策や吸収源対策による地球温暖化対策を推進します。

【再掲】 1-4

担当課：環境生活課

- ② 米沢浄水管理センターにおける電気、燃料等のエネルギー消費や、施設の運転に伴う処理プロセスから発生する温室効果ガスについて、「米沢浄水管理センター地球温暖化防止実行計画」に基づき、消化ガス・下水汚泥等の下水道資源を有効利用し、更なる温暖化対策を推進します。

担当課：上下水道部下水道課

省エネルギー・省資源の推進

- ③ 市の事務事業活動に係る環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の運用を継続し、環境関係法令の遵守や省エネ・省資源の推進など、環境に配慮した市の事務事業活動を推進します。

【再掲】 1-3

担当課：環境生活課

- ③－1 市庁舎における不要場所の消灯、エレベーター使用の自粛、クールビズやウォームビズの奨励と冷暖房温度の適正化などによる省エネルギー対策を実施します。

担当課：全部署

- ③－2 公用車の低公害車化を推進します。

担当課：全部署

- ③－3 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）」に基づき省エネルギーを推進します。

担当課：該当部署

- ③－4 米沢浄水管理センターにおける空調換気設備で、オゾン層破壊の原因となるガス（HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）（R22 冷媒など））を使用した機器を更新する際には、オゾン層破壊係数及び温暖化係数のより低いガスを使用した機種を選定に努めます。

担当課：上下水道部下水道課

- ③－５ 館山浄水場施設の照明は、不要場所の消灯など省エネルギー対策を実施するとともに、使用する各種ポンプ等を更新する際には、水量の調節が可能な省エネルギー型の機種導入を検討します。

担当課：上下水道部 水道課

- ④ 公共施設を新設又は改修する場合は、省エネ化を図り、再生可能エネルギーを積極的に活用し、持続可能で環境負荷の少ない施設整備を推進します。

【再掲】 1-1

担当課：環境生活課 、施設を所管する課

市立病院建て替えの際には、省エネ・省資源を推進するため、「節水型衛生器具」、「LED照明器具」及び「有機EL照明器具」等の採用を検討することに加え、環境負荷の低減を図るため「Low-Eガラス」、「全熱交換器」等の採用についても検討します。また、建物の構造については、将来の改修を見込み、LCCO₂（ライフサイクルCO₂）の低減を図る工夫を行います。

担当課：市立病院総務課

- ⑤ 町内会等で維持管理する公衆街路灯に対しLED灯を新設、既存の蛍光灯タイプからLED灯へ更新する場合等、町内会等に対し補助金を交付し、省エネルギーを推進します。

担当課：環境生活課

- ⑥ 地域公共交通の充実と維持確保に向けた支援を行います。

担当課：地域振興課

- ⑦ 駅前広場の良好な環境の確保と併せて自転車等利用者の利便の増進に資する自転車等駐車場の機能を維持します。

担当課：環境生活課

基本施策 1－3 ごみの減量化と再資源化の推進

廃棄物の適切な分別に関する情報提供や啓発活動を行い、再生利用可能な資源とごみとの分別を徹底することにより、ごみの減量化と再資源化を推進します。

施策での取組

ごみの減量化・再資源化の推進

- ① 市の事務事業活動に係る環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の運用を継続し、環境関係法令の遵守や省エネ・省資源の推進など、環境に配慮した市の事務事業活動を推進します。

【再掲】 1-2

担当課：環境生活課

- ①－1 市が発注する公共工事において、建設工事等に伴い発生する建設廃棄物や建設発生土などの建設副産物を効率的に活用しリサイクルを推進します。

担当課：該当部署

- ①－2 ごみ分別及び資源物のリサイクルを徹底し、ごみの減量化を推進します。

担当課：全部署

- ② 米沢浄水管理センターにおいて発生する汚泥の濃縮率向上や消化率向上及び含水率の低下を図ることにより、汚泥の発生量を抑えとともに、再資源化に努めます。

担当課：上下水道部下水道課

- ③ 市民及び事業者に対して講習会を開催し、ごみの減量化・再資源化を推進していきます。

担当課：環境生活課

ごみの減量化（廃棄物処理体制の整備）

- ④ ごみの分別収集運搬及び置賜広域行政事務組合による効率的な廃棄物処理を進めます。

担当課：環境生活課

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等に伴い排出される廃棄物の適正処理に係る周知啓発を行います。

担当課：環境生活課

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等のまん延時においても、ごみの収集運搬が継続できるよう、ごみの収集運搬に従事する事業者に対して人員体制の整備や資材等の確保等について協議します。

担当課：環境生活課

基本施策 1－4 気候変動への対応

温室効果ガスの削減に取り組むとともに、暮らしや事業活動に影響を及ぼし始めている気候変動による影響について、市民・事業者への情報提供と被害の軽減・回避のための対策を進めます。

施策での取組

地球温暖化対策の推進

- ① 温室効果ガスの排出削減対策や吸収源対策による地球温暖化対策を推進します。

【再掲】1-2

担当課：環境生活課

地球温暖化及び気候変動に関する情報発信

- ② 学校授業での環境教育を推進します。

担当課：学校教育課

- ③ 市立米沢図書館での環境問題やエコに関する図書の充実を図ります。

担当課：文化課

自然災害への対策

- ④ 集中豪雨や大型台風等の極端な気象現象の頻発等に伴う水害や土砂災害への対策を推進します。

担当課：防災危機管理課

- ⑤ 雨水浸透などグリーンインフラとして機能する農地や緑地を保全します。

担当課：農政課、土木課、森林農村整備課、都市計画課

- ⑥ 避難所となる公共施設等に太陽光発電システムや緊急用の蓄電池の導入を検討します。

担当課：防災危機管理課、施設を所管する課

- ⑦ 緊急時に備え業務継続計画を策定します。

担当課：全部署

熱中症対策の推進

- ⑧ 猛暑日、熱帯夜等の増加により懸念される熱中症の対策として、市民や保育施設、スポーツ施設などの公共施設利用者に向けた熱中症予防に関する注意喚起及び、緑のカーテンの推進や緑地、街路樹の保全等を行います。

担当課：健康課、土木課、都市計画課、環境生活課、施設を所管する課

目指す目標値（活動指標・成果指標）

No	成果指標名	計画策定時の 現状値 (平成 26 年 度)	中間見直し時の 現状値 (令和 2 年度)	(旧目標値) 新目標値 (令和 7 年度)	担当課
1	地域森林資源の利用材積※	10 m ³	93.3 m ³	(200 m ³) 107 m ³	森林農村整備課
2	市域の温室効果ガス削減率（平成 25 年度比）※	—	22.0%減 (平成 30 年 度)	(—) 30.5%減 (令和 12 年度)	環境生活課
3	市事務事業から排出される温室効果ガス削減率（平成 25 年度比）※	—	7.0%減	(—) 39.4%減 (令和 12 年度)	環境生活課
4	浄水管理センターにおける消化ガス利用率	60～70%	88.8%	(100%) 100%	上下水道部 下水道課
5	浄水管理センターにおける汚泥排出量及び再資源化率	①汚泥排出量 0.20 k g / m ³ ②再資源化率 50.2%	①汚泥排出量 0.12kg/m ³ ②再資源化率 70.4%	①汚泥排出量 (0.10kg/m ³) 0.10kg/m ³ ②再資源化率 (80.0%) 80.0%	上下水道部 下水道課
6	ごみ総排出量	28,034 t	26,479 t	(25,000 t) 25,000 t	環境生活課
7	ごみのリサイクル率	12.5%	12.3%	(15.2%以上) 15.2%以上	環境生活課
8	自主防災組織の組織率	54.2%	69.8%	(—) 80%以上	防災危機管理課

※ 環境目標 2 と重複掲載

環境目標 1 に関連する国・県の計画等

- 第五次環境基本計画（国・平成 30 年）
- 第 4 次山形県環境計画（山形県・令和 3 年）
- 山形県エネルギー戦略後期エネルギー政策推進プログラム（山形県・令和 3 年）
- 低炭素社会形成に係る基本方針（山形県置賜総合支庁・平成 28 年）
- 第 3 次山形県循環型社会形成推進計画（山形県・令和 3 年）
- 山形県分別収集促進計画（第 9 期）（山形県・令和元年）

環境目標 2 自然と共生し、すこやかな生活環境が保たれ、潤いと安らぎがあるまちの形成

基本施策 2－1 自然環境と生物多様性の保全

(1) 里地里山の保全と再生の取組

農林業などにより維持されてきた二次的自然地域である里地里山の保全と再生に取り組み、自然資源の持続可能な利用を実現することにより、生物多様性の減少を抑制していきます。

施策での取組

里山の保全と再生

- ① 農薬や化学肥料の使用等による環境負荷を軽減し生態系を保全するため、年度ごとに制定される米沢市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱に基づき、環境にやさしい有機農業等の取組に対して支援します。

担当課：農政課

- ② 農業振興地域整備計画を定め、優良農地の確保に努めるとともに、耕作放棄地の調査を実施し、その解消に努めます。

担当課：農政課

- ③ 人工林の保育作業（雪起し、下刈り、除伐、間伐、枝打ち等）や、二次林の積極的な活用をしながら更新を行い、里山の保全をすることで、公益的機能である生物多様性の保全と森林病虫害の拡大防止を図ります。

【再掲】2-1-(2)

担当課：森林農村整備課

(2) 森林の整備や湿地などの保全の取組

森林資源の有用性や湿地などの希少な植生、野生生物に関する認識を深め、保全するとともに、森林病虫害の防除や林道の整備、持続可能な森林資源の利用を図ることにより、森林の荒廃を抑制していきます。

施策での取組

森林の整備と森林資源の利用

- ① 人工林の保育作業（雪起し、下刈り、除伐、間伐、枝打ち等）や、二次林の積極的な活用をしながら更新を行い、里山の保全をすることで、公益的機能である生物多様性の保全と森林病虫害の拡大防止を図ります。

【再掲】2-1-(1)

担当課：森林農村整備課

- ② 米沢市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針に基づき地元産材の積極的な利用を進めます。

担当課：森林農村整備課、建築住宅課

植生の保全

- ③ 植生の保全の重要性について、市のホームページ等で情報発信をするとともに、市で発行する山岳マップや山岳ガイドの活動に加え、刈払いや植生・植物の説明板、道標設置等の登山道整備を行い、登山道以外への立ち入りを防止することにより、植生の保護を推進します。

担当課：環境生活課、観光課

野生生物の保護

- ④ 鳥獣保護管理法に基づき、市内に生息する野生鳥獣の計画的な保護、管理に努めます。

担当課：森林農村整備課、環境生活課

- ⑤ 生態系などに被害を及ぼす、またはそのおそれがある特定外来生物の防除を推進します。

担当課：環境生活課

基本施策 2－2 生活環境と快適環境の保全

(1) 大気、水、土壌などの生活環境保全の取組

事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭などの公害やごみの不法投棄・不適正処理に関する問題については、関係法令の遵守や環境基準の達成を図ります。日常生活から生じるこれらに類する問題やペットの糞の放置などの問題については、適切な指導のほか、啓発等により、一人ひとりのマナーやモラルの向上を図ります。さらに、環境調査等を実施し、公害の未然防止に努めることにより、安全で健康かつ快適な生活環境の保全を推進していきます。

施策での取組

公害・環境汚染防止の推進

- ① 米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアへの立地企業と緑化も含めた環境保全及び公害防止に関する協定を締結し、指導を行います。
担当課：商工課
- ② 市が発注する公共工事において、機械化施工が大気環境に与える負荷の軽減を目的として、排出ガス性能の良い建設機械の使用に努めます。
担当課：該当部署
- ③ 地下水の過剰揚水による地盤沈下、井戸枯れなど地下水障害の発生を防止し、地下水の適正利用を推進するため、山形県地下水採取量報告事務取扱要領に基づき、地下水採取量の把握及び報告を行います。
担当課：該当部署
- ④ 河川など公共用水域への生活排水流入から水生生物の生息環境を保全するため、下水道整備事業を推進するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理の指導に努めます。
担当課：上下水道部下水道課
- ⑤ 道路側溝汚泥の放射性物質濃度などの測定を実施し、市民の安全・安心の確保を図ります。
担当課：防災危機管理課

- ⑥ 市内の主要な河川の水質調査や自動車騒音の常時監視等の環境調査を実施し、関係機関との連携・協力により、法令の遵守や環境基準の維持・達成を図るとともに、公害の未然防止のための規制等の市独自の枠組みを策定し、よりすこやかな生活環境の保全を推進します。

担当課：環境生活課、上下水道部下水道課

- ⑥－１ 下水道法に基づく特定施設について、定期的な立入検査を行うとともに、施設の運用方法や除害施設の稼働方法等について助言を行い、基準を逸脱する排水を未然に防止します。また、独自に協議会を設定し、研修会等を行うことや、独自の連絡網を作成することにより、事故時に迅速な連携が取れるよう配慮します。

担当課：上下水道部下水道課

- ⑥－２ 外郭団体である「米沢市衛生組合連合会」及び「米沢地区地下水利用対策協議会」の事業に協力・支援することにより、ペットの糞害防止・飼い主のマナー向上や地下水の保全と節度ある利用の促進に努めます。

担当課：環境生活課

不法投棄防止の推進

- ⑦ 多くの観光客が集まるまつりやイベントなどでは、ごみの分別等の呼びかけを実施し、地域環境美化を推進します。

担当課：観光課

- ⑧ 山形県で定めている春季（５月）と秋季（１０月）の不法投棄防止強化月間に合わせ、市広報紙において不法投棄防止の啓発記事を掲載します。また、廃棄物適正処理推進員を配置し、不法投棄パトロール等を行うことにより、不法投棄の減少を図ります。

担当課：環境生活課

- ⑨ 市民、事業者や各種団体によるクリーン作戦などの自主的な地域活動を支援するとともに、収集されたごみは迅速に回収します。

担当課：環境生活課

（２）公園、緑地などの快適環境の整備と保全の取組

市民のいこいの場や自然と触れ合える都市（自然）公園や緑地などを整備し、市民が安らげる快適環境づくりを推進していきます。

施策での取組

公園の保全

- ① 公園の緑の保全及び緑化を図り、樹木育成のため発生状況に対応した適切な病害虫の防除を行います。また、病害虫の防除の際は人の健康や環境リスク低減に配慮します。

担当課：都市計画課

公園・緑地などの快適環境保全の推進

- ② アメリカシロヒトリによる樹木の食害を防ぐため、剪定用高枝切りばさみの貸出を行うなど駆除を支援します。

担当課：環境生活課

- ③ 花と樹木におおわれたまちづくり計画に基づき市民と協働による取組を推進します。

担当課：都市計画課

- ④ 公共空間の緑化を図り、良好な生活環境を確保するため、街路樹の植栽を推進します。

担当課：土木課

水辺環境の保全と整備

- ⑤ 市民が憩う水辺空間の整備を図るため、都市公園として供用している、最上川上流河川緑地や最上川窪田・上郷地区河川緑地（窪田水辺の楽校）の維持管理及び整備を実施して利用を推進します。

担当課：都市計画課

- ⑥ まちなかでもビオトープのような空間で自然と触れ合える公園利用を推進します。

担当課：都市計画課

道路・交通網の整備

- ⑦ 歩行者が安心して歩ける歩道空間を整備し、人と車が調和する道路の整備を推進します。また、広域的な道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を推進するとともに、交差点や幅員の狭い道路の改良を行い、渋滞の解消に努めるほか、広報啓発活動を推進し、交通ルールの遵守と歩行者等に配慮した運転マナーの普及を図ります。

担当課：環境生活課、土木課

- ⑧ コンパクトなまちづくりと持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進するとともに、公共交通の利便性向上と利用促進により、便利で暮らしやすく、環境負荷の少ないまちづくりに取り組みます。

担当課：地域振興課

(3) 景観、文化財保全の取組

景観形成や歴史的・文化的資源の保全を図り、本市における豊かな資源・特性を活かした潤いのある環境づくりを推進していきます。

施策での取組

景観・文化財の保全の推進

- ① 米沢市景観計画により「共にはぐくむ緑と歴史文化の薫るまちなみづくり」を目指し、歴史、文化の景観資源活用と美しい自然景観の保全・育成を図ります。

担当課：都市計画課

- ② 米沢藩主上杉家墓所をはじめとした史跡や、西明寺のトラノオモミなどの天然記念物について、文化財として適切な保存を図ります。

担当課：文化課

目指す目標値（活動指標・成果指標）

No	成果指標名	計画策定時の 現状値 (平成 26 年 度)	中間見直し時の 現状値 (令和 2 年度)	(旧目標値) 新目標値 (令和 7 年度)	担当課
1	地域森林資源の利用材積 ※ 1	10 m ³	93.3 m ³	(200 m ³) 107 m ³	森林農村整備課
2	市域の温室効果ガス削減率（平成 25 年度比）※ 1	—	22.0%減 (平成 30 年 度)	(—) 30.5%減 (令和 12 年度)	環境生活課
3	市事務事業から排出される温室効果ガス削減率（平成 25 年度比）※ 1	—	7.0%減	(—) 39.4%減 (令和 12 年度)	環境生活課
4	総面積に対する有機農業取組面積	20%	35%	(30%) 30%※	農政課
5	再利用が可能な耕作放棄地の面積※ 2	619.57a	647.95a	(589.57a) 589.57a	農政課
6	森林整備面積	70ha	196ha	(150ha) 240ha	森林農村整備課
7	地元産材を利用した公共施設数（累計）※ 3	5 件	13 件※	(7 件) 16 件	森林農村整備課 建築住宅課
8	下水道施設（管渠）の面整備率	79.6%	80.6%	(80.9%) 80.8%	上下水道部 下水道課
9	下水道処理人口普及率	63.3%	65.1%	(66.7%) 65.3%	上下水道部 下水道課

10	合併処理浄化槽普及率	15.3%	22.6%	(15.2%) 23.9%	上下水道部 下水道課
11	公害苦情件数	199 件	83 件	(150 件以下) 70 件以下	環境生活課
12	ホームページにおける 環境情報専用ページの アクセス数 (平成 26 年度比) ※ 4	—	16,920 件/年	(3,500 件/年) 30,000 件/年	環境生活課

※ 1 環境目標 1 へ重複掲載

※ 2 米沢市農業振興計画の計画期間が平成 27 年度から令和 6 年度までのため、令和 6 年度までは 30% を目標値として継続し、計画期間後に目標を再設定します。

※ 3 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」の施行後に地元産材を利用した公共施設の累計数をいう。

※ 3 公共施設：三沢東部小学校体育館、松川コミュニティセンター、中部コミュニティセンター、三沢西部小学校、第四中学校、いこいの家、市立米沢図書館（ナセ B A）、道の駅米沢、北部小学校、市役所庁舎、上郷コミュニティセンター、すこやかセンター、窪田コミュニティセンター

※ 4 環境目標 3 へ重複掲載

環境目標 2 に関連する国・県の計画等

- 第五次環境基本計画（国・平成 30 年）
- 第 4 次山形県環境計画（山形県・令和 3 年）
- 生物多様性国家戦略 2012-2020（国・平成 24 年）
- 山形県水資源保全総合計画（山形県・平成 25 年）

環境目標 3 市民（事業者）が主体的に活動しやすい環境の形成

基本施策 3－1 環境情報の収集と発信の取組

市民（事業者）や環境ボランティア団体などの各種団体が環境に関する活動を行う際に有用な情報の収集を行い、同時にそれらの情報を発信します。また、環境に関する事項の質問などを随時受付け、回答することにより、市民（事業者）の環境に関する知識・理解を深め、環境に関する活動に主体的に取り組める環境整備を推進していきます。

施策での取組

環境情報の収集・発信

- ① 市立図書館は、環境問題やエコに関する図書の充実を図り、貸出を行います。
担当課：文化課
- ② 市民及び事業者による環境に配慮した取組や事業活動を推進するため、市のホームページに一般住宅や民間事業所における再生可能エネルギー導入、省エネ・省資源など環境に関する情報を収集、発信します。
担当課：環境生活課
- ③ 山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学等の高等教育機関や事業者等と連携し、環境情報の発信に努めます。
担当課：環境生活課

基本施策 3-2 環境学習と環境教育の取組

環境に関する講座、イベント等の開催や参加に加え、学校を中心に環境教育を充実させることにより、将来にわたって環境の保全等に関する市民の意識の高揚を図ります。

施策での取組

環境学習・環境教育の推進

- ① 社会科見学や地域学習、教科の学習等を通して、児童生徒の環境学習を行います。また、理科研修センターへの環境に関する教育資料、簡易測定機材等の充実を図り、貸出を行います。機材等については、年1回以上見直しを実施し、内容の充実を図ります。

担当課：学校教育課

- ② 子ども達の環境に関する学習の充実を図るため、本市で作成している副読本に、本市の環境問題等の内容を盛り込みます。その内容については年1回見直しを実施し、情報を更新し、内容の改善を図ります。また、子ども達が学習したことを、学校生活や家庭生活に生かす機会を設けるなど、指導の工夫・充実に努めます。

担当課：学校教育課

- ③ 地球温暖化問題や森林に対する子ども達の理解と関心を深めることを目的として、環境教育や現地視察を実施します。

担当課：環境生活課、森林農村整備課

- ④ 山形大学と連携し、環境教育を実施します。

担当課：環境生活課

目指す目標値（活動指標・成果指標）

No	成果指標名	計画策定時の 現状値 (平成26年度)	中間見直し時の 現状値 (令和2年度)	(旧目標値) 新目標値 (令和7年度)	担当課
1	ホームページにおける 環境情報専用ページの アクセス数 (平成26年度比) ※	—	16,920 件/年	(3,500 件/年) 30,000 件/年	環境生活課
2	市内小中学校における 環境教育の実施率	—	100% (市内小中学校 で1回実施)	(100%) (市内小中学校 で1回実施) 100% (市内小中学校 で2回実施)	環境生活課 森林農村整備課

※ 環境目標2へ重複掲載

環境目標 3 に関連する国・県の計画等

- 第五次環境基本計画（国・平成 30 年）
- 第 4 次山形県環境計画（山形県・令和 3 年）
- 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育 並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（国・平成 30 年）

第6章 計画の推進と進行管理

1 推進体制

(1) 環境審議会

米沢市環境審議会は、米沢市環境審議会条例第3条第2項の規定に基づき、知識経験者や関係行政機関、団体の役職員などにより構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項について調査及び審議を行います。

(2) 庁内組織

市は、計画の推進、施策の実施に当たっては、各部局の連携・協力を図りながら実施することとし、環境基本計画主管課は、市民や事業者等との情報共有や、庁内関係各課との連絡調整、最新の環境情報の収集、情報提供を行います。

(3) 国・県等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応について、国や県、他自治体との連携により広域的視点からの対策を図ります。

2 計画の進行管理

(1) PDCA サイクルの運用

本計画の進行はPDCA（計画・実行・点検・見直し）サイクルにより、毎年度、施策の点検と施策・事業の進め方について改善を図ります。

(2) 指標による点検・評価

本計画の基本施策（第5章）を対象に、事業の状況や指標の進捗状況、目標値の達成状況などについて点検・評価します。なお、各項目の状況や社会経済情勢などを考慮して、事業、指標及び目標値の見直しが必要な場合は、計画期間中であっても本計画の見直しを検討します。

(3) 市ホームページ等による公表・評価

市は、毎年度、計画の進捗や市内環境の状況について環境審議会に報告するとともに、市のホームページ等を通じて市民に公表します。寄せられた意見は、施策の立案や推進に反映させていきます。

参考資料

米沢市環境基本条例	87
米沢市環境審議会条例	89
第3期米沢市環境基本計画の見直し経過	91
米沢市環境審議会委員名簿	92
用語解説	93

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する理念並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割を明らかにし、もって市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(環境の保全等に関する理念)

第2条 環境の保全等に関する理念は、次のとおりとする。

(1) 未来・共生

市民、事業者及び市は、自然に抱かれた健全で豊かな環境のもたらす恵みが現在及び将来にわたって継続的に享受されるべきであることを認識すること。

(2) 協働・参加

市民、事業者及び市は、大気、水、緑その他の環境資源が有限であるとの認識の下に協働して環境の保全等に努めること。

(3) 地球的視野・循環

市民、事業者及び市は、地球的視野に立った適正な配慮の下、環境が循環を基調としていることを認識すること。

(4) 科学性・総合性

市民、事業者及び市は、環境の変化に的確に対応できるよう科学的かつ総合的な視点に立つこと。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らの日常生活において環境を損なうことのないよう努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動の環境に及ぼす影響を認識し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(市の役割)

第5条 市は、第2条に定める理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(施策の基本方針)

第6条 市は、前条に規定する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の自然環境を保全し、及び多様な生態系を保護すること。

(2) 緑の創造、環境の美化の促進、廃棄物の資源化その他市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保すること。

(3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的かつ文化的な遺産の保存及び活用による潤

いと安らぎのある都市空間を創造すること。

- (4) 環境の保全等に関する市民の意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するための学習の機会の充実に努めること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、米沢市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、米沢市環境審議会条例（平成6年条例第13号）に基づく審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

- 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第9条 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(環境調査)

第10条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、環境に関する情報の収集及び整備を行うものとする。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者の環境の保全等についての理解を深め、並びに環境の保全等に関する活動を行う意欲を増進するため、関係機関及び関係団体と協力し、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(市民等の活動への支援)

第12条 市は、市民、事業者又は民間の団体が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともに、その活動を促進するために必要な情報の提供に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全等に係る広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体と相互に協力して推進するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、環境基本計画に基づく環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

米沢市環境審議会条例

平成6年6月27日

条例第13号

改正 平成9年3月31日条例第10号

平成17年6月30日条例第17号

平成19年3月30日条例第8号

平成25年3月26日条例第23号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、米沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(1) 米沢市環境基本条例（平成9年条例第8号）第7条第1項に規定する環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係行政機関及び団体の役職員

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員は、審議会が前条の規定により答申したときをもって解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、特定事項の調査及び研究をする必要のあるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が審議会の意見を聴いて委嘱する。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成7年4月30日までとする。

(米沢市公害対策審議会条例の廃止)

- 3 米沢市公害対策審議会条例（昭和56年条例第7号）は、廃止する。

附 則（平成9年3月31日条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第23号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第3期米沢市環境基本計画の見直し経過

令和2年

- 6月9日 第1回米沢市環境審議会開催
市長から米沢市環境審議会会長に第3期米沢市環境基本計画の見直しについて諮問
第3期米沢市環境基本計画の見直しについて説明
- 7月30日 第2回環境審議会開催
第3期米沢市環境基本計画の見直しについて審議

令和3年

- 7月13日 第3回環境審議会開催
第3期米沢市環境基本計画の中間見直し（素案）について審議
- 9月24日 第4回環境審議会開催
第3期米沢市環境基本計画の中間見直し（素案）について審議
- 11月10日 第5回環境審議会開催
第3期米沢市環境基本計画の中間見直し（素案）について審議

令和4年

- 1月4日 パブリック・コメント（～令和4年1月24日）
- 2月22日 米沢市環境審議会会長から市長への答申

米沢市環境審議会 委員名簿

氏 名	所 属・職 名
なんご じゅん 南後 淳	国立大学法人山形大学工学部准教授
しらかべ ようこ 白壁 洋子	森林ボランティア団体「森の仲間たち」代表
しばた まさたか 柴田 正孝	米沢商工会議所専務理事
こんの としこ 近野 敏子	米沢商工会議所女性会直前会長
さわだ み え こ 澤田 美恵子	生活クラブやまがた生活協同組合理事
おがた いちこ 尾形 一子	米沢市衛生組合連合会副会長
たきざわ まこと 滝澤 誠	グリーン・サーマル株式会社 代表取締役 (D S グリーン発電米沢合同会社)
ふかせ じゅんこ 深瀬 順子	米沢市消費生活研究会役員
すずき ゆういち 鈴木 雄一	米沢電気工事協同組合理事
しおこし のりお 塩越 憲夫	環境省環境カウンセラー
やまぐち まさひろ 山口 正廣	環境省環境カウンセラー
ほんま くわし 本間 精	公募委員

以上順不同、敬称略

(参考) 用語解説

【あ行】

・ 亜高山帯

植物の垂直分布で、中部山岳では標高 1500～2500m の地帯をいう。

・ 温室効果ガス

地球から宇宙への赤外線放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称をいう。

【か行】

・ カーボンニュートラル＝実質排出量ゼロ

二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生減による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

・ 気候的極相

その場所で最終的に到達する植物群落のことをいう。

・ 健康項目

人の健康に被害を生じる恐れのある重金属（カドミウム、水銀等）や有機塩素系化合物（PCB、トリクロエチレン等）など対象にして環境基準が設定されている 27 項目の汚染物質をいう。

【さ行】

・ 実質排出量ゼロ＝カーボンニュートラル

二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生減による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

・ 循環型社会

廃棄物の発生を抑え、使用済製品がリユース、リサイクル、熱回収などにより適正に循環的に利用され、循環的な利用が行われないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑制される、環境への負荷ができる限り少ない社会をいう。

・ 水源かん養

洪水緩和、水資源貯留など水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能をいう。

・ 生活環境項目

川や海などの水の「汚れ」について、物理的（pH、SS 等）な面、あるいは生物の生育環境（BOD、DO 等）の面からみた水質の環境基準が設定されている 10 の項目をいう。

・ゼロカーボンシティ宣言

2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生減による排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。）を目指し、実現に向けて取り組みを進めることを宣言したもの。

【た行】

・第 4 次山形県環境計画

山形県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。同条例に掲げる「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を実現していくため、今後の環境政策の目指すべき方向と施策の展開方向が示されているもの。

・出前講座

市民の要請に応じて市の職員等を講師として派遣して行う、行政に関する専門知識を生かした講座をいう。

・特別豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法に定められた豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域をいう。

【な行】

・ナラ枯れ

カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯れてしまう現象をいう。

【は行】

・バイオマス

「動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）」をいう。バイオマスのうち、木竹に由来するものを木質バイオマスという。

・分布限界

生物の地理的分布は、地形、土壌、気候などの環境条件、他の生物との関係、地史的な経緯などによって制約されているが、こうした制約によってある生物種（ないし属その他の分類単位）や生物群集の分布が地理的な限界を示している場所をいう。

- ・ 保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林をいう。

- ・ 保護林

原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野をいう。

【や行】

- ・ 用途地域

計画的な市街地を形成するために、用途に応じて 13 地域に分けられたエリアをいう。

【数字】

- ・ 3 R

リデュース (reduce 廃棄物の発生抑制)、リユース (reuse 再使用) 及びリサイクル (recycle 再利用、再資源化) の頭文字をとった、循環型社会を形成するために重要な取組をいう。

【A～Z】

- ・ S D G s

2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDG s) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っているもの。

- ・ S D G s 未来都市

内閣府において S D G s の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定された地方公共団体をいう。

第3 米沢市環境基本計画（中間見直し）

発行日

令和4年3月

編集・発行

米沢市市民環境部環境生活課

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

TEL0238（22）5111
